

# 学生便覧

2025年度10月生



学校法人 静岡理工科大学

浜松日本語学院

Hamamatsu Japan Language College

クラス

---

学籍番号

---

氏名

---

# 目次

ご挨拶と学園の沿革

## 1. 学生規則

①学校での注意事項	4
②卒業・進級・退学について	6
③奨学金・日本語学校学生災害補償制度について	11
④学費・分納について	12
分納願（見本）	14
⑤アルバイトについて	15
⑥学校の休暇・一時帰国について	18
「留学生日本出国届出書」（見本）	19
⑦アパートについて	20
ごみ分別表	21
⑧日本での生活（在留カード、公共料金、国民健康保険、ハンコ、 海外送金、銀行口座、マイナンバー、車の免許、ネットビジネス）	22
⑨課税証明の提出について	26
⑩駐輪場の利用規約	27
2. 各種手続き	28
①証明書交付申請書	29
②通学証明書	30
③日本語学校学生生徒旅客運賃割引証	31
3. 近くの病院リスト	32
①内科 ②耳鼻咽喉科 ③消化器科 ④皮膚科 ⑤婦人科 ⑥歯科 ⑦眼科 ⑧総合病院	
4. 学校のアパートリスト	40
5. 公共機関連絡先	45
6. 地震・台風緊急時の対応と学校の緊急連絡先	48
7. 浜松日本語学院学則	50

## ごあいさつ ご挨拶

はまつにほんごがくいん にゅうがく  
浜松日本語学院へようこそ！そして、ご入学おめでとうございます。

みなさんの夢・目標は何ですか。先生たちはみなさんの夢・目標のために  
いっしょうけんめい ゆめ もくひょう む  
一生懸命サポートしていきます。夢や目標に向かってがんばりましょう。

これから、日本での生活がはじまります。みなさんが毎日、安心、安全な生活  
のためにも、学校のルールを知りましょう。日本の国のルールを知りましょう。  
生活のルールや、交通ルールはみなさんの国とは違います。ですから、しっかりと  
りかい かなら まも  
理解しましょう。そして、そのルールを必ず守りましょう。

- にほんご べんきょう  
日本語の勉強をがんばりましょう。
- ひと めいわく  
人に迷惑をかけないようにしましょう。
- まわ ひと ともだち こま こうどう  
周りの人や友達が困らないように行動しましょう。
- とも なか  
友だちと仲よくしましょう。
- にほん ひと で あ いろいろ まな  
日本でたくさんの人と出会い、色々なことを学びましょう。
- くに おお ひと し  
みなさんの国のことを多くの人に知ってもらいましょう。
- こま せんせい せんばい そうだん  
困ったときは、先生や先輩に相談しましょう。

さあ ゆめ む  
夢に向かってスタートです。

まいにちえがお おうえん  
毎日笑顔でがんばりましょう 応援しています。

がっこうほうじんしずおかり こうかだいがく  
学校法人静岡理工科大学

はまつにほんごがくいん  
浜松日本語学院

こうちょう まつば ゆうこ  
校長 松葉 優子

# 1. 学生規則

## 1 がつこう ちゅういじこう ①学校での注意事項

### じゅぎょう <授業のルール>

- 1) 遅刻や欠席をしてはいけません。  
やす とき おく とき じゅぎょう はじ まえ がつこう れんらく  
休む時や遅れる時は、授業が始まる前に学校に連絡をしてください。  
じゅぎょう はじ まる ぶん ちこく ぶん けっか じゅぎょう やす  
授業が始まってから10分までは遅刻です。10分からは欠課（その授業は休み）になり  
ます。**遅刻を3回すると1コマ分欠席になります。**休み時間が終わって授業が始まる時  
に教室にいない人も遅刻になります。  
こうしん しんがく しゅつせきりつ いじょう しゅつせきりつ わる  
ビザの更新や進学のために、**出席率が90%以上**になるようにしましょう。出席率が悪い  
人は、帰国をしてもらうこともあります。

### じゅぎょう じかん 授業の時間

午前クラス (A)	1時間目	9:10～	9:55	(B)	9:10～	10:00
(AM)	2時間目	10:00～	10:40		10:05～	10:50
	3時間目	10:50～	11:40		11:00～	11:45
	4時間目	11:45～	12:30		11:50～	12:30
午後クラス	1時間目	13:10	～	13:55		
(PM)	2時間目	14:00	～	14:45		
	3時間目	14:55	～	15:40		
	4時間目	15:45	～	16:30		

- 2) 授業に必要なものは忘れずに持ってきてください。帰るときは必ず持って帰ってください。学校に置いて帰ることはできません。
- 3) 授業中は食べものを食べてはいけません。
- 4) 授業中の携帯電話は、先生に聞いてから使いましょう。
- 5) 授業中は日本語で話しましょう。
- 6) 休み時間に学校敷地内から出ないでください。
- 7) 教室は、交代で掃除をしてください。ごみはゴミ箱に分別して捨ててください。

がっこう  
＜学校ルール＞

- 1) 学校の敷地内や学校の周りでたばこを吸ってはいけません。
- 2) 自転車で学校に来る学生は必ず先生に言ってください。自転車で学校のシールを貼ってください。
- 3) バルコニーには出ないでください。4階のバルコニーは使うことができます。
- 4) 多目的ホール 2階  
・多目的ホールで食べ物を食べてはいけません。飲み物はペットボトルや水筒はいいですが、缶やパックなどの飲み物は持ち込まないでください。
- 5) 図書室 3階  
・図書室で食べ物を食べてはいけません。飲み物はペットボトルや水筒はいいですが、缶やパックなどの飲み物は持ち込まないでください。  
・図書室の本は持って帰ってはいけません。図書室の中で読むことができます。
- 6) 防音室 3階（図書室の中）  
・防音室で食べ物を食べてはいけません。飲み物はペットボトルや水筒はいいですが、缶やパックなどの飲み物は持ち込まないでください。
- 7) 廊下は走らないでください。

た  
＜その他のルール＞

- 1) 学校で薬を渡すことはできません。体調が悪い人は病院へ行って、病院で薬をもらってください。

じゅぎょう がっこう た かなら まも  
＜授業ルール＞＜学校ルール＞＜その他のルール＞は必ず守ってください。  
まも ひと はんせいぶん か  
守らない人は、反省文を書いてもらいます。

かいめ たんにん せんせい せいかつ せんせい めんだん  
1回目：担任の先生と生活の先生と面談をします。

かいめ たんにん せんせい きょうむかちょう せんせい めんだん くに がっこう りょうしん れんらく  
2回目：担任の先生と教務課長の先生と面談します。また国の学校や両親にも連絡をします。

かいめ こうちょうせんせい めんだん  
3回目：校長先生と面談します。

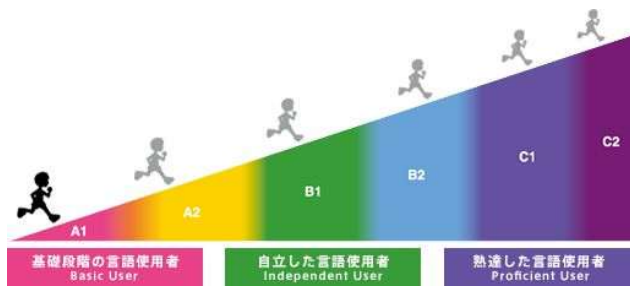
かいいじょう いはん ばあい たいがく ばあい  
4回以上のルール違反をした場合は、退学になる場合があります。

そつぎょう しんきゅう たいがく じよせき  
**②. 卒業・進級・退学・除籍**

そつぎょうようけん  
**①卒業要件：**

せいせきひょうか ふ ごうかく  
 成績評価で不合格がないこと

- 1)
- 2) **出席率80%以上** であること
- 3) 学費やアパート代を全て払っていること
- 4) 日本語教育の参照枠CEFR A2 (JLPT N4程度) 以上で到達目標はCEFR B2。



じょうき ようけん み ひと み よてい ひと かき しよるい はっこう  
**②上記の要件を満たした人（満たす予定の人）には下記の書類を発行する。**

- 1) 卒業証書／修了証
- 2) 進学先の提出書類に校長の推薦状が必要な場合、推薦状の発行

(出席及び授業と生活態度が良好、成績優秀で、校長が認めた場合のみ)

※出願書類で日本語学院の出席・成績証明書等が必要な場合、1通につき200円かかる。原則、申し込んだ翌日の発行になる。また、翻訳等の証明が必要な場合3日以上かかる場合がある。早めに申し込むこと。

※保証人が必要な学校もあるが、学校の先生は保証人になることが出来ない。

※大学や専門学校に合格すると、**入学前に30~60万円が必要になる**。今から、進学のためのお金を貯めること。

しんがく  
**<進学について>**

だいがくじゅけん ひと てんいじょう いじょう ひつよう がっこう おお  
 大学受験をする人は、EJU200点以上や JLPT N2以上が必要な学校が多いです。

また専門学校を受験する人は、JLPT N3以上が必要な学校が多いです。

今から、進学のために準備をしておきましょう。

	試験	出願期間	試験結果
EJU 1回目	6月	2月中旬～3月上旬	7月
EJU 2回目	11月	7月	12月
JLPT 1回目	7月	3月下旬～4月中旬	9月
JLPT 2回目	12月	8月下旬～9月中旬	2月

たいがく  
③退学について

こうちょう きょういくじょうひつよう みと ばあい せいと たい ちょうかい くんこくまた たいがく おこな  
校長は、教育上必要があると認めた場合には、生徒に対し懲戒（訓告又は退学）を行  
うことができる。ただし、たいがく つぎ かくごう がいとう もの たい おこな  
退学は次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うこと  
ができる。たいがく めい むね ほしょうにん つうち  
退学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。

- 1) せいこうふりよう かいぜん み こ みと もの  
性行不良で改善の見込みがないと認められる者。  
がくりよくれつとう せいぎょう み こ みと もの
- 2) せいのう せいのう せいぎょう み こ みと もの  
学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- 3) せいとう りゆう しゅつせき つね もの 6かげつ しゅつせきりつ へいきん わり したまわ  
正当な理由がなくて出席が常でない者（6ヶ月の出席率の平均が7割を下回  
った者、または下回ることが確実となる者）。  
もの また したまわ かくじつ もの
- 4) がっこうきそく いはん もの  
学校規則に違反した者。
- 5) がくせいきそくいはん ひと せんせい めんだんしどう  
学生規則違反した人は先生より面談指導があります。

じよせき  
④除籍について

こうちょう つぎ かくごう がいとう もの じよせき  
校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- 1) しぼう ゆくえふめい もの  
死亡または行方不明の者。
- 2) せいとう りゆう きげんない じゅぎょうりょう のうふ とくそく のうふ もの  
正当な理由なく期限内に授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者。

⑤違反について

いっかいいめ いはん はんせいぶん はんせいてん きにゆう こんご かいぜん きにゆう  
 一回目の違反は反省文に反省点を記入して今後どのように改善するか記入してくだ  
 さい。次、同じ間違いをしたら担任の先生と教務課長の先生と面談をします。

がくせいこうそくいはん  
 学生校則違反 ①

見本

学籍番号: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_/\_\_\_\_/\_\_\_\_

名前: \_\_\_\_\_

なん いはん <何の違反をしましたか>
なぜ そのような ことばう <なぜそのような行動をしましたか?>
<input type="checkbox"/> 次、同じ間違いをしたら担任の先生と教務課長の先生と面談をします。
はんせいてん きにゆう こんご かいぜん きにゆう <反省点を記入して今後どのように改善するか記入してください>
<指導内容記録>

校長	総務課長	教務課長	教務課長	担任	生活指導

にかいめ いはん はんせいぶん はんせいてん きにゆう こんご かいぜん きにゆう  
 二回目の違反は反省文に反省点を記入して今後どのように改善するか記入してくだ  
 つぎ いはん こうちょうせんせい めんだん がっこう まも  
 さい。次に違反をしたら校長先生との面談となります。学校のルールを守れない  
 がくせい たいがく き  
 学生は退学になることもありますので、気をつけてください。

がくせいこうそくいほん  
**学生校則違反 ②**

学籍番号: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_/\_\_\_\_/\_\_\_\_  
 名前: \_\_\_\_\_

**見本**

<p>こんかい ぜん いはん                  &lt;今回は何の違反をしましたか&gt;</p>
<p>こうどう                  &lt;なぜそのような行動をしましたか？&gt;</p>
<p>こんかい たんにん きょうむかちょう めんだん にってい                  &lt;今回で2回目です。担任の先生と教務課長と面談の日程を決めてください&gt;</p>
<p>にってい                  ⇒日程を決めてください。日付: ____/____/____ ( ____ 曜日) 時間: _____</p>
<p>つぎ いはん こうちょう めんだん がっこう がくせい                  ② 次に違反をしたら校長先生との面談となります。学校のルールを守れない学生は                  たいがく  <u>退学になることもあります</u>ので、<u>気をつけてください</u></p>
<p>はんせいてん きにゆう こんご                  &lt;反省点を記入して今後どのように改善するか記入してください&gt;</p>
<p>&lt;指導内容記録&gt;</p>

校長	総務課長	教務課長	教務課長	担任	生活指導

さんかいめ いはん こうちょうせんせい めんだん くに がっこう りょうしん れんらく  
 三回目の違反は校長先生との面談となります。あなたの国の学校・両親へ連絡を  
 がっこう まも がくせい たいがく  
 します。学校のルールを守れない学生は退学になることもあります。

がくせいこうそくいほん  
**学生校則違反 ③**

学籍番号: \_\_\_\_\_ 日付: \_\_\_\_/\_\_\_\_/\_\_\_\_  
 名前: \_\_\_\_\_

**見本**

<small>こんかい なん いはん</small> <今回は何の違反をしましたか>
_____
<small>こうどう</small> <なぜそのような行動をしましたか？>
_____
<small>こんかい</small> <今回で3回目です。校長先生と面談の日程を決めますので、この紙を持って面談の日に 持って来てください。>
<small>こうちょうせんせい めんだん</small> ③ 校長先生との面談となります。あなたの国の学校・両親へ連絡をします。 <small>がっこう まも がくせい たいがく</small> 学校のルールを守れない学生は <u>退学</u> になることもあります。
生活指導担当署名 _____ ④
生活指導課長署名 _____ ④
教務課クラス担当署名 _____ ④
教務課課長担当署名 _____ ④
_____
_____

校長	総務課長	教務課長	教務課長	担任	生活指導

### ③. 奨学金等

① 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)

\* 給付期間 12 ヶ月

\* 給付月額 3 万円

② エルエスエイチアジア奨学金

\* 給付額 (5 ヶ月として) 10 万円

全国で LSH 奨学生 55 人程度

③ (株) 共立メンテナンス奨学基金奨学金

\* 給付期間 12 ヶ月

\* 給付月額 6 万円

全国で 35 人

④ 独立行政法人日本学生支援機構 (卒業後 進学先で)

\* 給付期間 12 ヶ月

\* 給付月額 48,000 円

### 外国人留学生向け総合保険

本校では、すべての本科生が総合補償タイプの保険に加入しています。

これは、学校にいる間のケガだけではなく、学校外、休暇中など、日常生活でのケガ、病気、さらに、人の物を壊してしまった場合の賠償等を補償します。

たとえば、風邪をひいて病院にかかった場合は、3,000 円をひいた金額が補償されます。また、盲腸などで手術入院した場合でも、3,000 円をひいた金額が補償されます。

留学生にとって一番の基本となる「生活の安全」を、本校は提供いたします。1 回の病気やケガにつき、学生負担金は事実上最大 3,000 円になります。

※ 国民健康保険の加入が必要です。美容、歯科、妊娠出産等は対象外です。

#### ④. 学費について

学費はゆうちょ口座から引き落とし（3月上旬と9月上旬）。  
 国から学費を送金してもらう場合は、学校に相談すること。  
 学費納付に関して、相談や質問がある場合、先生に話すこと。

##### 【4月生】

対象期間	支払期日	授業料	教材費	アパート代	保険代
2025年4月～2026年3月	2025年9月5日(金)	-	-	不足分※	-
2026年4月～2026年9月	2026年3月5日(木)	330,000円	1年分	6ヶ月分	1年分
2026年10月～2027年3月	2026年9月7日(月)	330,000円	-	6ヶ月分	-

##### 【10月生】

対象期間	支払期日	授業料	教材費	アパート代	保険代
2026年4月～2026年9月	2026年3月5日(木)	-	-	不足分※	-
2026年10月～2027年3月	2026年9月4日(金)	330,000円	6ヶ月分	6ヶ月分	6ヶ月分

※アパートの家賃は部屋によって違うため不足する場合があります。  
 (アパートの家賃に水道代、電気代やWi-fi代などが含まれる場合)

学費は指定期日の2月と8月に「納付金のお知らせ」で連絡する。

督促しても、納付金を納入しない場合、退学・除籍処分になる。

納入済みの学費等については、次の場合一切返還しない。

- 1) 入国後、日本国の法律に違反したために、授業の継続が困難になった場合
- 2) 本校の上記卒業規定に反して、自分の意志で授業を中止した場合（途中での帰国も含む）

## がくひぶんのう 学費分納について

### (1) 学費分納の条件

①学費分納を願い出る経済的事情が面談により確認できること。

提出物：給料明細、収入確認表、出入金明細

②納入すべき学費と家賃の半額以上を指定期日までに納入し、教材費・保険料などの費用はすべて納入していること。

③願い出る時点で通算出席率が90%以上であること

(2) 分納期限・金額を守らない場合、学費未納扱いとなり、学費を全額納入するまで次の制約を課します

! ①すべての証明書<sup>しょうめいしょ</sup>を発行<sup>はっこう</sup>しない。

! ②留学ビザ更新<sup>りゅうがくこうしん</sup>に必要な証明書<sup>しょうめいしょ</sup>を発行<sup>はっこう</sup>しない。

! ③留学ビザ更新<sup>りゅうがくこうしん</sup>の取次申請<sup>とりつぎしんせい</sup>をしない。

! ④進級<sup>しんきゅう</sup>や卒業<sup>そつぎょう</sup>のテスト<sup>う</sup>が受けられない。

### がくひみのう 学費未納による除籍

学費納入<sup>がくひのうにゅう</sup>（分納<sup>ぶんのう</sup>）期限<sup>きげん</sup>を過ぎると、督促<sup>とくそく</sup>します。督促<sup>とくそく</sup>におう<sup>おう</sup>が学費未納<sup>がくひみのうじょうたいたい</sup>状態<sup>けいぞく</sup>が継続<sup>けいぞく</sup>すると、学則<sup>がくそく</sup>により除籍<sup>じよせき</sup>となり、以下<sup>いか</sup>のように入管<sup>にゅうかん</sup>に離脱届<sup>りだつとどけ</sup>を提出<sup>ていしゆつ</sup>します。

がくひのうにゅう ぶんのうきげん  
学費納入・分納期限

↓ (速やかに)<sup>すみ</sup>

とくそく  
督促

↓ (7日以内)

じよせきつうちそうふ  
除籍通知送付

↓ (7日以内)

がくせきいどうはっこう  
学籍異動発行

↓ (2週間以内)

にゅうかん りだつとどけ  
入管へ離脱届

年 月 日

浜松日本語学院  
校長 松葉 優子 様

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

経費支弁者氏名 \_\_\_\_\_

## 見本

### 学納金 延納・分納 願

下記のとおり学納金の分納を許可下さるようお願いいたします。

記

1. 理 由 \_\_\_\_\_

2. 総 額 \_\_\_\_\_

3. 分納期日・金額

	支払日	授業料	家賃	教材費・他	合計
①					
②					

個人面談記録	日付	担当

入金処理	
システム入力	伝票処理

決 裁	回 覧				
	校長	教務課長 主任教員	総務課長 出納員	総務課 (経理)	支援課 (国担当)

## ⑤. アルバイト

日本語学校の学生は、放課後にアルバイトをすることはできるが、「資格外活動許可」が必要である。空港で資格外活動の手続きができなかった人は、生活指導の先生に相談をすること。また、国の定めによりアルバイトをしている学生は必ず学校にアルバイト先の届出をすること。

### 【アルバイトで禁止されている業種】

風俗業（パチンコ店、ラブホテル、バー、クラブ、スナックなどの接客業）

※ これらの場所でアルバイトをすると、逮捕、強制退去処分となる。

アルバイトができるのは週28時間以内。長期休暇は、1日8時間、週40時間以内。

注意をされたにも関わらず、改善がない場合、退学・除籍処分になる。

### 【出入国管理及び難民認定法第19条】

5 法第19条第2項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。

一 1週について28時間以内（留学の在留資格をもって在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業若しくは店舗型風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもって在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、地方入国管理局長が、資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称及び所在地、業務内容その他の事項を定めて個々に指定する活動

### 【出入国管理及び難民認定法第24条】

次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章の規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

同法24条4イ

第19条第1項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬をうける活動を専ら行っていると明らかに認められる者

### 【法務書 日本語教育機関の告示基準】

四十 生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行うこととしていること。また、資格外活動の許可を受けている生徒（留学の在留資格をもって在留する者に限る。）に対して当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めるとともに、届出のあった内容を当該生徒が在籍しなくなってから少なくとも1年を経過するまで保存することとしていること。

※アルバイトは学校の許可をもらってから始めてください。また、アルバイト先と毎月の給料明細を学校に届け出ること。

はっかくじてん たいがくしょぶん  
※オーバーワーク発覚時点で退学処分になります。

な  
**無くそう!**

**×**オーバーワーク

きょうせい き こく  
**強制帰国**



ぜったい まも  
**絶対 守りましょう!**

りゅうがく  
**「留学」ビザのアルバイトについて**

ざいりゅうしかくがいかつどう かつどうじかん しゅうろうじかん  
**在留資格外活動の活動時間(就労時間)**

しゅうかん じ かんいない  
・**1週間28時間以内**

なつや ふゆや ちょうき きゅうかじ  
・**夏休みや冬休みなどの長期休暇時は、**

にち じかん いない しゅうかん じかん いない  
**1日8時間以内 (1週間40時間以内)**

がっこう きよか はじ  
※アルバイトは学校の許可をもらってから始めてください。ま  
さき まいつき きゅうりょうめいさい がっこう とど で  
た、アルバイト先と毎月の給料明細を学校に届け出ること。  
と。

※オーバーワーク発覚時点で退学処分になります。

# 見本

## アルバイト申請

年 月 日

学校法人静岡理科大学

浜松日本語学院

校長 松葉優子

私は、下記の事項について責任を持って実行することを約束します。  
 下記の事項に反した場合は、除籍・退学処分を受けても意義申し立てはいたしません。  
 除籍・退学処分を受けた場合は、未受講分の授業料の返金は請求しません。

- 1) 週28時間以上（1日8時間以内・学校が定めた長期休暇は40時間以上）のアルバイトは絶対にしません。
- 2) アルバイトをしている場所、時間、給与明細等の詳細を毎月学校に提出します。

学籍番号

氏名

雇用先情報（雇用先の方のご記入をお願いします。）

会社名			
住所	〒		
電話		担当者	
FAX		会社携帯	
事業所名			
住所	〒		
電話		担当者	
事業内容			

就業条件

開始日	年	月	日	1週間	時間労働予定
仕事内容					
勤務時間	①	～	②	～	③
	④	～	⑤	～	⑥

労働条件

	平日	土日祝	深夜
時給	円	円	円
支払方法	振込・現金	締日	支給日
貸与品		購入品	交通費
			(1ヶ月)
			円

<事務局使用欄>

年 月 日 許可・不許可	校長印	リンガル 入力	在籍名簿 入力	備考

⑥. 学校の休暇

4月	2週目から授業が始まります。
5月	ゴールデンウィーク（5月はじめ）
6月	
7月	
8月	夏休み（8月中旬～8月末まで）
9月	秋休み（9月下旬～10月1週目まで）
10月	2週目から授業が始まります。
11月	
12月	冬休み（12月下旬～1月1週目まで）
1月	2週目から授業が始まります。
2月	
3月	春休み（3月中旬～4月1週目まで）

休み中の帰国について

帰国する場合は夏休みなどの長期休暇を利用すること。

それ以外は原則、帰国することができない。

- ① 帰りたいことを担任の先生に言う。
- ② 『留学生日本出国届出書』を担任からもらい、記入し担任に提出。
- ③ 学校から許可が出たら、飛行機のチケットを予約する。
- ④ チケットのコピーを生活の先生に出す。
- ⑤ 日本に戻ったときに、帰国した理由の証明書を提出する。

※出席率が悪い人、帰国月までの学費やアパート代を払っていない人は帰ることができない。また、学校の許可なく帰国した場合、学校は以下の業務をしない。

- ① 進学に必要な推薦状の発行
- ② ビザの更新

※場合によっては、進学先の合格の取り消し、退学・除籍処分になる。

# 見本

## 『留学生日本出国届出書(誓約書)』

この届出書は、入国管理局(入管)より問い合わせがあった場合、本校に在籍している状況での出国であることを証明する責任となります。日本を出国する前に必ず提出して下さい。

<この書類がないまま出国していることが分かった場合、様々な面で不利な扱いを受ける可能性があります>

### 【出国に際しての誓約条件】

1. 帰国中の欠席により進学等に支障がでて自己責任であることを誓約いたします。
2. 出席率の低下により在留期間更新等に支障がでて自己責任であることを誓約いたします。
3. 授業料、預り金、アパート代(ペナルティを含む)など全てのお金を払ってから出国することを誓約いたします。
4. 帰国期日を絶対に守ります。(期日に戻らない場合は除籍処分となることを承諾いたします。)

届出先	本校 事務		届出日	2019年 7月 20日
学籍番号	S19001		1. 6年コース ・ 2年コース ・ 聴講生	
国籍	中国	性別	男 ・ 女	
フリガナ氏名	オウ リコウ 王 理工	携帯電話	080-1234-5678	
行き先	中国 北京 海淀区 広場東路2号 花園公寓202			
出国期間	2019年 9月 20日 ~ 2019年 10月 2日			
出国理由	大学受験用の卒業証明書と成績証明書を申請しに行く為			
登校日	2019年 10月 3日			
滞在先 連絡	電話番号	86-10-1234-5678	自宅 ・ ホテル ・ その他( )	
	携帯番号	156-1234-5678	本人 ・ 父 ( )	
	E-mail		本人 ・ その他( )	
出席・成績状況	出席率	%	成績	生活態度
備考				

### 【注意】

出国は長期休業を利用して下さい。その場合は、授業等の

日程を確認し、間に合うように帰国・再入国して下さい。

本人サイン:

王 理工

また、授業を欠席する場合は特別な理由がない限り認められません。

### <学校回収>

1. 留学生日本出国届出書(誓約書)

2. 学費及び預り金等

(経理)  ①学費・・・帰国月までの分

(経理)  ②預り金・・・未収分

(生活)  ③アパート代・・・帰国月までの分及びペナルティ分

(担任)  ④往き帰り(往復)のエアチケット写し

(担任)  ⑤出国理由の証明書等

(担任)  ※ パスポート、在留カードの提示

校長決裁	平成	年	月	日
	可	・	不可	

総務課長	教務課長	出納員	生活指導	日本語科	担任

## ⑦. アパート (学生寮)

はままつにほんごがくいん がくせい がっこう しょうかい す ちようこう  
 浜松日本語学院の学生は、学校の紹介したアパートのみ住むことができる。聴講  
 せい にほん しんぞく ばあい がっこう しんせいしょ ていしゅつ がっこう きょか ばあい  
 生など日本に親族がいる場合には、学校に申請書を提出し、学校の許可があった場合  
 のみ住むことができる。アパートに住む時には、以下のことに注意すること。

いっかげつまえ けいやくかいじょ よこく ばあい いやくきん ちんりょう  
一ヶ月前までに契約解除の予告ができなかった場合、違約金として賃料の  
いっかげつぶん しはら  
一ヶ月分を支払わなければならない。

まも ばあい たいがく じよせきしょぶん  
 守れない場合、退学・除籍処分になる。

- ① へや きず つか よご  
部屋を傷つけたり、汚したりしないように使うこと。汚れているとクリーニング代が高くなる。
- ② まわ ひと めいわく おお こえ はな さわ  
周りの人に迷惑をかけないように、大きな声で話したり、騒いだりしてはいけない。
- ③ がっき えんそう おお おと おんがく き  
楽器の演奏をしたり、大きな音で音楽を聞いてはいけない。
- ④ だんしがくせい じよしがくせい じよしがくせい だんしがくせい あそ とま  
男子学生は女子学生のアパートに、女子学生は男子学生のアパートに遊びや泊りに行ってはいけない。
- ⑤ かって  
勝手にルームチェンジをしてはいけません。
- ⑥ アパートでタバコをすってはいけません。
- ⑦ ゴミやたばこをゴミ箱以外に捨てない。
- ⑧ ゴミは分別し、指定のゴミ袋に入れて捨てること。
- ⑨ ゴミを出す日をしっかりと守ること。
- ⑩ ペットを飼ってはいけない。
- ⑪ へや  
部屋のなかでたばこはすわないこと。
- ⑫ へや  
部屋にはいるときは靴はぬぐこと。

※ アパート、ルームメイトの変更でなにか問題があった場合、先生に相談すること。

※ りょうしん きょうだい はいぐうしゃ いっしょ す ばあい しんせいしょ しんぞくかんけいしょうめいしょ  
 ※ 両親や兄弟、配偶者と一緒に住みたい場合は、申請書、親族関係証明書と  
 アパートの契約書を提出すること。

げんそく へんこう  
 ※原則としてアパートの変更はできません！





⑧. 日本での生活

1) 在留カード

在留カードは日本滞在中の身分証明書となるので、いつも持っていること。

(カード表面)



在留資格

在留期間

就労期限

(カード裏面)



在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

※申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

2) 公共料金

ガス代・電気代・水道代を毎月、払わなければならない。ルームメイトと相談して、しっかり払うこと。





### 3) 国民健康保険

国民健康保険料は、毎月払わなければならない。病院に行ったら、国民健康保険を使い、30%分支払う。保険料は年間約20,000円。アルバイトを始めて収入があると、翌年は高くなる。お金を払ったら、担当の先生に領収書を見せること。



#### 4) ハンコ (印かん)

アルバイト、口座、アパート契約の時に必要。なくさないようにすること。

#### 5) 海外送金

国からの生活費の送金が必要な場合は、1ヶ月前に学校に相談すること。

#### 6) 銀行口座

ビザを更新するときに、銀行の通帳が必要になる。アルバイトの給料、または仕送りのお金は、必ず口座に入れ、生活資金があることを証明しなければならない。証拠がないと、ビザが更新できない場合がある。住所や印かんの変更があった場合には、すぐ銀行に届け出ること。また、帰国する(一時帰国除き)前に口座解約すること。

※ 他の人に通帳やキャッシュカードを売ったり、買ったりすることは絶対にしてはいけない。売買した場合は犯罪になり、発覚した場合は、退学・除籍処分になる。

※ 通帳は月に1回記帳すること。



## 7) マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは大切なものです。自分で保管し、次のことに注意すること。

- ① マイナンバー（番号）は他の人に分からないようにする。
- ② カードを他の人に預けたりしない。



## 8) オートバイ・車の免許

浜松日本語学院の留学生は、事故や違反が多いため、オートバイ（原付～大型バイク）や車の免許を取ること、車、オートバイ（原付～大型バイク）を所有することを禁止。自分の国の免許を国際ライセンスに変更することも禁止。

免許証の取得、オートバイ（原付～大型バイク）や車の運転が発覚した場合は、卒業後まで学校が免許証を預かる。再度、発覚した場合は、退学・除籍処分になるので注意すること。

免許証の取得、オートバイ（原付～大型バイク）や車の運転は、日本語学院卒業後の進学先のルールに従うこと。

聴講生について車両通学の必要がある場合は必ず学校に「車両使用願」を提出し、許可をとること。

## 9) ネットビジネス

インターネットで商品しょうひんを売うることは、入管法にゅうかんぽうにより禁止きんしされている。(例：SNSでのビジネス：FaceBook、Instagram、LINE など)。

発覚はっかくした場合、警察ぼあに連絡けいさつし、悪質れんらくな場合、退学あくしつ・除籍ぼあ処分たいがくになる。じよせきしよぶん



### 【出入国管理及び難民認定法第 24 条】

次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章の規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

同法 24 条 4-イ

第 19 条第 1 項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬をうける活動を専ら行っていると明らかに認められる者

⑬ 毎年 6 月末に学校に課税証明書を提出すること。


見本

平成〇〇年度 市民税・都民税 課税証明書							
納税義務者	住所	東京都〇〇市〇〇1-1-1001			氏名	〇〇 〇〇	
平成〇〇年度 合計所得金額	6,000,000	市民税 所得割額	300,000	市民税 均等割額	3,000	年税額	300,000
		都民税 所得割額	70,000	都民税 均等割額	1,000		
所得金額		収入金額		所得控除の内訳			
総所得		総所得		雑損		配偶者	
給与所得		公的年金		医療費			
営業所得等				社会保険料			
農業所得		分離課税の所得		小規模		扶養	
その他事業所得		土地等	国等	生命保険料			
不動産所得		一般		積立保険料			
内 貯蓄所得		短期贈与控除後		寄付金		扶養	
配当所得		長期贈与控除後		老年金			
雑所得		山林・退職		寡婦等		本人	
贈与・一時所得		株式等		基礎			
						配偶者特別控除	
						勤労学生	
上記のとおり相違ないことを証明します。							
平成〇〇年〇〇月〇〇日				〇〇市長 〇〇 〇〇 印			

# 見本 駐輪場の利用規約

- 【使用に関する条件】確認したら□⇒☑
- 駐輪場を使用する前にこの紙を先生に出してください
  - 使用の許可後、学校からもらったシールを自転車に貼ってください  
※シールが無い自転車を学校にとめることはできません
  - 駐輪場内では、自転車に鍵をかけてください
  - 授業がない日に駐輪場を使ってはいけません  
(自転車をとめた場合、その日に自転車を自宅へ持って帰って下さい)
  - 駐輪場の使用時間は8:30～17:00です。  
※17:00以降は駐輪場から出ることができなくなります。
  - 卒業後は自転車を駐輪場に置かないでください
  - 決まった場所に自転車をとめてください
  - ルールを守らない学生は駐輪場の使用を禁止します

## 駐車場利用申込書

学 生	学籍番号	
	名前	
自 転 車	色	くろ・しろ・あか・あお・きいろ・みどり ちやいろ・シルバー・ピンク・その他( )
	防犯登録ナンバー	 サンプル

上記記載内容に相違なく申し込みをいたします。

年 月 日

申し込み者氏名

\_\_\_\_\_

かくしゅしょうめいしよしんせいてつづ  
**2. 各種証明書申請手続き**

しょうめいしよ こうふ しんせい ばあいおよ かくしゅがんしよとどけで ばあい じひょう  
 証明書の交付を申請する場合及び各種願書届出をする場合は、次表によりそれぞれの取り扱い窓口を通じて手続きをしなければならない。

こうちやう きよかいん ひつやう にっすう よゆう しんせい  
**※校長の許可印が必要なので日数に余裕をもって申請してください。**

かくしゅてつづき しょうめいしよてすうりやうとういちらんひやう  
**【各種手続き・証明書手数料等一覧表】**

	てつづ しゅべつ 手続き種別	と あつかい まどぐち 取り扱い窓口	てすうりやう 手数料	びこう 備考
しょうめいしよこうふ 証明書交付	しゅつせき せいせきしょうめいしよ 出席・成績証明書 そつぎやう み こ しよ 卒業見込み書 そつぎやうしょうめいしよ 卒業証明書 ちやうこうしょうめいしよ 聴講証明書 ざいがくしょうめいしよ 在学証明書 しゅうりやうみこしょうめいしよ 修了見込み証明書 しゅうりやうしょうめいしよ 修了証明書	せいかつ 生活	200 円	ざいがくちゆう しんせいかのう 在学中に申請可能
	がくせいしやうさいはつこう 学生証再発行	せいかつ 生活	1,000 円	
	つうがくしょうめいしよ 通学証明書 がっこうがくせいせいとりにきやくうん 学校学生生徒旅客運 ちんわりびきしやう 賃割引証	せいかつ 生活	むりやう 無料	ざいがくちゆう しんせいかのう 在学中に申請可能
かくしゅねが とど 各種願届	たいがく しゅうりやう しゅうりやうねがい 退学・修了・終了願 きゅうがくねがい 休学願 ふくがくねがい 復学願 さいにゅうがくねがい 再入学願 りゅうがくせいしゅつこくとどけでしよ 留学生出国届出書	たんになん 担任		
	ち ゆしょうめいしよ でんせんびやう 治癒証明書(伝染病)	せいかつ 生活		じゅうど しょうじやう はっせい 重度の症状を発生 させる感染力が強 びやうき かいふく い病気になる、回復 とうこう かいし し、登校を開始する とき

し はら ほうほう げんきん  
**※支払い方法：現金またはゆうちょ Pay**

げんきん ばあい  
**※現金の場合は、おつりはできません。**

# 見本

浜松日本語学院長 殿

2025 年 5 月 15 日

## 証明書交付申請書

下記の通り、証明書の発行をお願いいたします。

証明書の種類 および枚数	出席・成績証明書 ( 1 ) 通	在学証明書 ( ) 通
	卒業見込証明書 ( ) 通	修了見込証明書 ( ) 通
	卒業証明書 ( ) 通	修了証明書 ( ) 通
	聴講証明書 ( ) 通	学生証再発行 ( ) 通
	在籍証明書 ( ) 通	( ) 通
	入学理由	進学関係・就職関係・入国管理局関係・市役所関係へ提出 その他( )
提出予定日	2025 年 6 月 1 日	
学科・学年	日本語科 2 年	学籍番号 S25001
氏名	王 浜西	生年月日 2002 年 1 月 1 日
※卒業生・修了生	在留カードのコピーを提出 <input type="checkbox"/>	

\* 下欄には記入しないで下さい。証明手数料は1通200円、学生証再発行は1通1,000円となります。

発行日		現金・ゆうちょPay	扱者	
手数料	円		領収日	

入金確認(ゆうちょPayの場合): / ㊞

領収書・引換券

種	
金額	円
内訳	証明書 交付代
浜松日本語学院 領収日付印	

# 見本

## つうがくしょうめいしょ もうしこみしょ 通学証明書 申込書

2025 ねん 4 がつ 25 び

がくせきばんごう 学籍番号	S25001		
しめい ねんれい 氏名・年齢	王 浜日 (21 さい)		
じゅうしょ 住所	浜松市中央区〇〇〇		
がくねん 学年	1 ねん	せいべつ 性別	おとこ 男 ・ おんな 女
つうがくくかん 通学区間	浜松駅 えき	袋井 駅間	えきかん 駅間 けいゆ 経由
つうがくていき 通学定期の ほしい期間	1 かげつ 3 かげつ 6 かげつ 1ヶ月 3ヶ月 6ヶ月	つかいたいひ 使いたい日	2025 ねん 5 がつ 6 び 2025年 5月 6日から

がっこう だ  
学校を出してから、1～2日ぐらいで、わた  
にち わた  
渡せます。

えき か がくせいしょう も  
駅などで、買うときは、「学生証」を持っていってください。

この線より、下は、せんせい  
先生たちが、つかいます。\_\_\_\_\_  
書かないでください。

発行

# 見本

## がっこうがくせいせいとりよかくうんちんわりびきしょう もうしこみしょ 学校学生生徒旅客運賃割引証 申込書

ねん がつ ひ  
年 月 日

がくせきばんごう 学籍番号			
しめい ねんれい 氏名・年齢	( さい 才 )		
がくねん 学年	ねん 年	せいべつ 性別	おとこ 女 男
じょうしゃくかん 乗車区間	えき 駅	えきかん 駅間	けいゆ 経由
じょうしゃけんしゅるい 乗車券種類	かたみち おうふく れんぞく 片道・往復・連続	つか 使いたい日	ねん がつ ひ 年 月 日

がっこう だ  
学校に出してから、よくえいぎょう び いこう わた  
翌営業日以降に渡すことができます。

かたみち こ くかん りょこう ばあい わりびきふ つうじょうしゃけん かい かぎ  
片道100キロメートルを超える区間を旅行する場合は割引普通乗車券を1人1回に限って  
か  
買うことができます。

この線より、下は、先生たちが、つかいます。\_\_\_\_\_  
か  
書かないでください。

発行

### 3. 近くの病院リスト

## 浜松の内科の病院

内科系の病気：風邪、扁桃腺炎、発熱、花粉症、胸痛、むくみ、  
 動悸、疲れ・疲労、だるい、体重減少、立ちくらみ、嘔気、嘔吐、  
 吐き気、胸焼け、食欲不振・減退、肩こり、蕁麻疹、アレルギー性鼻  
 炎など

	病院名	電話番号	診療時間・科目	住所
1	やまもとないか 山本内科 クリニック	053-413-7711	内科、循環器科、小児科  AM 8:30～12:00 PM15:15～18:15 【休】水曜午後、土曜午後 日曜、祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 てらじまちょう 寺島町 300-1
2	わたなべいいん 渡辺医院	053-452-6940	内科、乳腺内科、腫瘍内科、乳腺 外科、内分泌内科  AM 8:30～11:30 PM13:00～16:30 【休】火曜午後、土曜午後 日曜、祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 ちゅうおう 中央 3-6-13
3	あベクリニック	053-458-6840	内科、皮膚科、泌尿器科  AM9:00～12:00 PM15:00～19:00 土 AMS : 30～12:00 【休】木曜、日曜、祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 きたてらじまちょう 北寺島町 209-5
4	なかじまないか 中島内科 クリニック	053-453-6516	内科、消化器科  AM 8:30～12:00 PM15:00～18:00 【休】木曜午後、土曜午後 日曜、祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 えびづか 海老塚 2-17-23
5	もりたないかじゅんかんき 森田内科循環器 ないかいいん 内科医院	053-453-7730	内科、循環器科  AM 9:00～12:30 PM14:30～18:00 【休】水曜午後、土曜午後 日曜、祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 ときわちょう 常盤町 133-19
6	けいクリニック	053-453-8550	内科  AM 8:30～12:00 PM15:00～18:30 【休】木曜午後、土曜午後 日曜、祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 てらじまちょう 寺島町 179

はままつ じ び いんこうか びょういん  
**浜松の耳鼻咽喉科の病院**

しょうじょう いた いわかん いき はなし  
**症状**：のどが痛い、のどに違和感がある、息がしにくい、話にく  
 こえ たん で たん ち ま の こ  
 い、声がでない、せき・痰が出る、痰に血が混じる、飲み込めない・  
 あじ みみ いた みみ で き  
 むせる、いびきをかく、味がしない、耳が痛い、耳だれが出る、聞こ  
 みみ みみ あたま  
 えにくい、耳なりがする、耳がつまる、めまい・ふらふらする、頭が  
 おも かお いた かお ま かお いた  
 重い、顔が痛い、顔が曲がる、顔がピクピクする、くびが痛い、くび  
 は  
 に腫れものがある

	病院名	電話番号	診療時間・科目	住所
1	ENT <sup>なぐら</sup> 名倉 クリニック	053-466-8733	耳鼻咽喉科、アレルギー科、 気管食道科  AM 8:45～12:00 PM15:45～17:00  【休】木曜、土曜午後、 日曜、祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 のぐちちょう 野口町357
2	うえだ じ び 植田耳鼻 いんこうか 咽喉科	053-450-0800	耳鼻咽喉科、アレルギー科  AM 9:00～12:00 PM15:00～18:00  【休】木曜、土曜午後 日曜、祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 しじみづか 蜷塚3-1-7
3	なかの じ び 中野耳鼻 いんこうかい 咽喉科医院	053-452-1561	耳鼻咽喉科、アレルギー科  AM 9:00～12:30 PM14:00～17:45  【休】木曜、土曜午後 日曜、祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 でんまちょう 伝馬町 311-8

はままつ しょうかきないか びょういん  
**浜松の消化器内科の病院**

しょうかきないか なか びょうき しんりょう ないか しょうかきないか  
 消化器内科は、“お腹の病気”を診療する内科です。消化器内科  
 しんりょう ぞうき た もの つうろ しょくどう い しょうちょう  
 が診療する臓器は、食べ物の通路である食道・胃・小腸・  
 だいちょう しょうか かか たんのう すいぞう と こ えいよう たくわ  
 大腸、消化に関わる胆嚢・膵臓、そして取り込んだ栄養を蓄  
 かんぞう しょうかきゆうしゅう かか ぞうき  
 える肝臓など消化吸収に関わるすべての臓器です。

ふくつう は け げり べんぴ しょうじょう かた かんきのう  
 腹痛、吐き気、下痢、便秘などの症状のある方や、肝機能など  
 けんさちいじょう してき かた すいぞう たんのう びょうき しんばい かた  
 の検査値異常を指摘された方、膵臓や胆嚢の病気が心配な方は  
 じゅしん かんが  
 受診をお考えください。

しょうかきびょう かんぞうびょう ないしきょう せんもんい しょうじょう  
 消化器病、肝臓病、内視鏡などの専門医がこのような症状  
 げんいん さまざま びょうき しんだん ちりょう  
 の原因となる様々な病気の診断と治療にあたっています。

	病院名	電話番号	診療時間・科目	住所
1	ななくさ 七草ファミリー クリニック	053-462-7793	胃腸科（消化器科）・肛門科・ 内科・外科 AM 9：30～12：00 PM 15：30～18：00 【休診日】 水曜午後・土曜午後・日曜・ 祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 新津町 40-1-101
2	なかじまないか 中島内科 しょうかきかいいん 消化器科医院	053-453-6516	内科、消化器科 AM 9：00～12：00 PM 15：00～18：00 【休診日】 木曜午後・土曜午後・日曜・ 祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 えびつか 海老塚 2-17-23
3	いそべないか 磯部内科 しょうかきか 消化器科	053-463-3127	内科、消化器科 AM 8：30～12：00 PM 16：00～18：00 【休診日】 水曜午後・土曜午後・日曜・ 祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 こやすちよう 子安町 301-10

はままつ ひ ふ か びょういん  
**浜松の皮膚科の病院**

しょうじょう しっしん せいひふえん じんじょうせいかんせん みずむし  
 症 状：湿 疹、アトピー性皮膚炎、尋 常 性 乾 癬、水 虫、にきび、  
 ひ ふ しゅ よ う ひ ふ が い し ょ う ね っ し ょ う な ん ち せ い ひ ふ  
 い ぼ、うおのめ、皮 膚 腫 瘍、ホク ロ、皮 膚 外 傷、熱 傷、難 治 性 皮 膚  
 か い よ う ま づ め た い ひ ふ げ か し ゅ じ ゅ つ ひ ふ しゅ よ う た ん じ ゅ ん せ つ じ ょ  
 潰 瘍、巻 き 爪 など 対 し 皮 膚 外 科 手 術（皮 膚 腫 瘍 単 純 切 除、  
 し ょ く ひ じ ゅ つ は く は ん か ん せ ん ひ ふ しゅ じ ゅ つ た い じ ょ う ほ う し ん  
 植 皮 術 など）白 斑 や 乾 癬 や 皮 膚 手 術、帯 状 疱 疹 など

	病院名	電話番号	診療時間・科目	住所
1	ほんだひふか 本多皮膚科 クリニック	053-444-5500	AM 9:00~12:00 PM 15:00~18:00 【休診日】 火曜・土曜午後・日曜・祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 のりえだちょう 法枝町75-1
2	たくまないかひふか 宅間内科皮膚科	053-471-3050	AM 9:00~12:00 PM 15:00~18:00 【休診日】 木曜・土曜午後・日曜・祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 やましたちょう 山下町28

はまつ ふじんか びょういん  
**浜松の婦人科の病院**

	病院名	電話番号	診療時間・科目	住所
1	<small>きねんびょういん</small> かば記念病院 ※要予約	053-461-0612	AM 8:30～11:30 PM 14:00～17:00 【休診日】 土曜午後・日曜・祝日	はまつしちゅうおうく 浜松市中央区 <small>こうだちょう</small> 神立町570
2	<small>みなみあさだこいけ</small> 南浅田小池 <small>さんふじんか</small> 産婦人科	053-442-4122	AM 9:00～12:30 PM 15:00～18:00 【休診日】 木曜・土曜午後・日曜・祝日	はまつしちゅうおうく 浜松市中央区 <small>みなみあさだ</small> 南浅田1-19-23

はまつ せいけいげ か びょういん  
**浜松の整形外科の病院**

	病院名	電話番号	診療時間・科目	住所
1	<small>おけたにせいけいげ か</small> 桶谷整形外科 <small>いいん</small> 医院	053-452-3918	AM 9:00～12:30 PM 14:30～18:30 【休診日】 木曜土曜午後・日曜・祝日	はまつしちゅうおうく 浜松市中央区 <small>てらしまちょう</small> 寺島町213
2	<small>さんてんどうげ かいいん</small> 賛天堂外科医院	053-461-0355	AM 9:00～12:30 PM 14:00～18:00 【休診日】 土曜午後・日曜・祝日	はまつしちゅうおうく 浜松市中央区 <small>あいおいちょう</small> 相生町14-15
3	<small>せいけいげ か</small> ますい整形外科 クリニック	053-413-1500	AM 8:30～12:30 PM 14:30～18:30 【休診日】 木曜土曜午後・日曜・祝日	はまつしちゅうおうく 浜松市中央区 <small>にしあさだ</small> 西浅田2-1-21

はままつ はいしや  
浜松の歯医者

	病院名	電話番号	診療時間・科目	住所
1	しか あがた歯科	053-525-7761	AM 9:00~13:00 PM 15:00~19:00 【休診日】 木曜・日曜・祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 ちゅうおう 中央3-6-1
2	たしろし かいいん 田代歯科医院	053-456-0100	AM 7:00~12:00 PM 13:00~16:00 【休診日】 木曜・日曜・祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 ちゅうおう 中央3-9-3
3	しか なつめ歯科	053-451-1234	AM 9:30~12:00 PM 14:30~18:30 【休診日】 水曜・日曜・祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 えびづか 海老塚2-9-16

よやく びょういん  
※予約をとってから病院へ

はままつ がんか びょういん  
**浜松の眼科の病院**

	病院名	電話番号	診療時間・科目	住所
1	かねこがんか 兼子眼科	053-450-7551	AM 8:30~12:30 PM 15:00~18:30 【休診日】 木曜午後・土曜午後・日曜・ 祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 もとしろちよう 元城町218-2
2	あさおかがんかいいん 朝岡眼科医院	053-453-3315	平日 AM 9:00~11:30 PM 14:00~18:00 土 PM(13:30-16:00) 日 AM(8:30-11:00) 【休診日】 月曜午前・水曜日・日曜午後・ 祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 ちゅうおう 中央1-15-5 浜松メディカル パークビル1F
3	もちづきがんかいいん 望月眼科医院	053-453-3086	AM 9:00~12:30 PM 15:00~18:00 【休診日】 木曜・日曜・祝日	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 てらじまちよう 寺島町 181-3

はままつ そうごうびょういん  
**浜松の総合病院**

そうごうびょういん えんはら  
**①②総合病院：5,000円払います。**

やかんびょういん よる じ  
**③夜間病院：夜8時から～**

	病院名	電話番号	診療時間・科目	住所
1	せいれいはままつ 聖隷浜松 びょういん 病院	053-474-2222	でんわ かくにん 電話して確認してくださ い。	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 すみよし 住吉2-12-12
2	しずおかこうせいれん JA静岡厚生連 えんしゅうびょういん 遠州病院	053-453-1111	でんわ かくにん 電話して確認してくださ い。	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 ちゅうおう 中央1-1-1
3	はままつしやかん <b>浜松市夜間</b> きゅうきゅうしつ <b>救急室</b>	<b>053-455-0099</b>	ないか しょうにか げ か 内科・小児科・外科 ごご じし ちゅうあさ じし 午後8時～翌朝7時 どようきゅうきゅう 土曜救急 14:00～18:00	はままつしちゅうおうく 浜松市中央区 でんまちょう 伝馬町 311-2

がっこう  
4. 学校アパートリスト

アパート名 <small>めい</small>	アパート住所 <small>じゅうしょ</small>	アパート住所の英語表記 <small>じゅうしょ えいごひょうき</small>
いまもりだいじゅう 今盛第十 ビル	〒430-0817 しずおかけんはままつちゅうおうくずだじちよう 静岡県浜松市中央区頭陀寺町302 ばんち いまもりだいじゅつ 番地の2 今盛第十ビル〇〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, ZUDAJI-CHO 302-2, IMAMORI DAI JU BIRU 〇〇〇
アーバンワ ルツ	〒432-8033 しずおかけんはままつしちゅうおうくえびつか 静岡県浜松市中央区海老塚 にちようめ ばん ごう 二丁目21番7号 アーバンワ ルツ〇 〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, EBITSUKA 2-21-7 URBAN WALTZ 〇〇〇
アーバンデュ オ	〒432-8033 しずおかけんはままつしちゅうおうくえびつか 静岡県浜松市中央区海老塚 にちようめ ばん ごう 二丁目21番8号 アーバンデュ オ〇 〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, EBITSUKA 2-21-8 URBAN DUO 〇〇〇
フジヤステー ションコート はままつ 浜松	〒432-8033 しずおかけんはままつしちゅうおうくえびつか 静岡県浜松市中央区海老塚 いっちようめ ばん ごう 一丁目4番10号 フジヤステーシ ョンコート はままつ ションコート浜松〇〇〇	JAPAN, SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, EBITSUKA 1-4-10, FUJIYA STATION COURT HAMAMATSU 〇 〇〇
あさひ 朝日プラザ はままつもとはま 浜松元浜パ サージュ	〒430-0942 しずおかけんはままつしちゅうおうくもとはまちよう 静岡県浜松市中央区元浜町 ばんちあさひ はままつもとはま 205番地朝日プラザ浜松元浜パ サージュ〇〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, MOTOHAMA-CHO 205, ASAHI PLAZA HAMAMATSU MOTOHAMA PASSAGE 〇〇〇
あいおいかん 相生館	〒430-0805 しずおかけんはままつしちゅうおうくあいおいちよう 静岡県浜松市中央区相生町 ばん ごう あいおいかん 19番6号 相生館〇〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, AIOI-CHO 19-6, AIOIKAN 〇〇〇

シティライフ ひくま 曳馬	〒430-0901 しずおかけんはままつしちゅうおうくひくまに 静岡県浜松市中央区曳馬二 ちょうめばんごう ひくま 丁目11番9号 シティライフ曳馬 〇〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, HIKUMA2-11-9, CITYLIFE HIKUMA〇〇〇
アーバンデュ オII	〒430-0912 しずおかけんはままつしちゅうおうくすびちょう 静岡県浜松市中央区茄子町117 ばんごう 番1号 アーバンデュオII〇〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, NASUBI-CHO 117-1 URBAN DUOII 〇〇〇
しき 四季ハイツ	〒430-0904 しずおかけんはままつしちゅうおうくなかざわちょう 静岡県浜松市中央区中沢町34-1 しき 四季ハイツ〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, NAKAZAWA-CHO 34-1 SHIKI HEIGHTS〇〇
アーバンカモ エ	〒432-8023 しずおかけんはままつしちゅうおうくかもえちょうめ 静岡県浜松市中央区鴨江2丁目9-23 アーバンカモエ〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KAMOE 2-9-23 URBAN KAMOE〇〇
レオパレス TT ローラン	〒430-0856 しずおかけんはままつしちゅうおうくなかじまちょうめ 静岡県浜松市中央区中島1丁目4-22 レオパレス TT ローラン〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, NAKAJIMA 1-4-22 LEO PALACE TTRORAN〇〇
レオパレス <sup>こう</sup> 広 き貴	〒432-8042 しずおかけんはままつしちゅうおうくかみあさだちょうめ 静岡県浜松市中央区上浅田1丁目6 レオパレス <sup>こう</sup> 広貴〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KAMIASADA 1-6 LEO PALACE KOKI〇〇
レオパレスみ なみ	〒432-8044 しずおかけんはままつしちゅうおうくかみあさだ 静岡県浜松市中央区上浅田1-6-15 レオパレスみなみ〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KAMIASADA 1-6-15 LEO PALACE MINAMI 〇〇
レオパレス かがやき 輝	〒430-8042 しずおかけんはままつしちゅうおうくかみあさだ 静岡県浜松市中央区上浅田2-2-11 レオパレス <sup>かがやき</sup> 輝	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KAMIASADA 2-2-11 LEO PALACE KAGAYAKI〇〇

レオパレス グレンツェ きど 木戸	〒430-8042 しずおかけんはままつしちゅうおうくき どもちよう 静岡県浜松市中央区木戸町 8-34 レオパレスグレンツェ木戸	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KIDO-CHO 8-34 LEO PALACE GRENZE KIDO〇〇
さむらい Samurai I	〒430-0905 しずおかけんはままつしちゅうおうくしもいけがわ 静岡県浜松市中央区下池川22-20 さむらい Samurai I〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, SHIMOIKEGAWA 22-20 Samurai I〇〇
さむらい Samurai II	〒430-0905 しずおかけんはままつしちゅうおうくしもいけがわちよう 静岡県浜松市中央区下池川町22-21 さむらい Samurai II〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, SHIMOIKEGAWA 22-21 Samurai II〇〇
さむらい Samurai III	〒432-8023 しずおかけんはままつしちゅうおうくかも え ちようめ 静岡県浜松市中央区鴨江1丁目9-15 さむらい Samurai III〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KAMOE 1-9-15 Samurai III〇〇
さむらい Samurai IV	〒430-0802 しずおかけんはままつしちゅうおうくしょうげんちよう 静岡県浜松市中央区将監町 36-4 さむらい Samurai IV〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, SHOGEN-CHO 36-4 Samurai IV〇〇
コンフォール ねあまつ 根上がり松	〒432-8024 しずおかけんはままつしちゅうおうくかも え ちようめ 静岡県浜松市中央区鴨江2丁目57-7 コンフォールねあまつ 根上がり松〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KAMOE 2-57-7 CONFORTNEAGARIMATSU〇〇
ハイツフリー ダム I	〒432-8021 しずおかけんはままつしちゅうおうくさなるだい ちようめ 静岡県浜松市中央区佐鳴台2丁目 16-3 ハイツフリーダム I〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, SANARUDAI 2-16-3 HEIGHTS FREEDOM I 〇〇
マイライフ さなるだい 佐鳴台	〒432-8021 しずおかけんはままつしちゅうおうくさなるだい ちようめ 静岡県浜松市中央区佐鳴台1丁目2-3 さなるだい マイライフ佐鳴台〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, SANARUDAI 1-2-3 MY LIFE SANARUDAI〇〇

<p>コーレイパームⅡ</p>	<p>〒432-8045  <small>しずおかけんはままつしちゅうおうくにしあさだ ちょうめ</small>          静岡県浜松市中央区西浅田1丁目9-17          コーレイパームⅡ〇〇</p>	<p>JAPAN , SHIZUOKA-KEN,          HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU,          NISIASADA 1-9-17          KOREI PALMⅡ〇〇</p>
<p>サーラシティ  <small>ほんごうにほんかん</small>          本郷式番館</p>	<p>〒430-0812  <small>しずおかけんはままつしちゅうおうくほんごうちょう</small>          静岡県浜松市中央区本郷町1366-1  <small>ほんごうにほんかん</small>          サーラシティ本郷式番館〇〇</p>	<p>JAPAN , SHIZUOKA-KEN,          HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU,          HONGOUCHOU 1366-1          SARACITYHONGOUNIBANKAN〇〇</p>
<p>K1/K2  <small>れじでんさ</small>          RESIDENZA</p>	<p>〒433-8125  <small>しずおかけんはままつしちゅうおうくわごうちょう</small>          静岡県浜松市中央区和合町27-190  <small>れじでんさ</small>          K1 RESIDENZA〇〇</p> <p>〒433-8125  <small>しずおかけんはままつしちゅうおうくわごうちょう</small>          静岡県浜松市中央区和合町27-189  <small>れじでんさ</small>          K2 RESIDENZA〇〇</p>	<p>JAPAN , SHIZUOKA-KEN,          HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU,          WAGOUCOU 27-190          RESIDENZA K1 RESIDENZA〇〇</p> <p>JAPAN , SHIZUOKA-KEN,          HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU,          WAGOUCOU 27-189          RESIDENZA K2 RESIDENZA〇〇</p>
<p><small>なかざわ</small>          中沢シティハイツガーデン</p>	<p>〒430-0904  <small>しずおかけんはままつしちゅうおうくなかざわちょう ほん</small>          静岡県浜松市中央区中沢町76番  <small>なかざわ</small>          中沢シティハイツガーデン〇〇</p>	<p>JAPAN , SHIZUOKA-KEN,          HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU,          NAKAZAWA-CHO 76 NAKAZAWA CITY          HEIGHTS GARDEN 〇〇</p>
<p>カレッジタウンウイング</p>	<p>〒432-8012  <small>しずおかけんはままつしちゅうおうくぬのぼし ちょうめ</small>          静岡県浜松市中央区布橋2丁目4-〇〇          カレッジタウンウイング</p>	<p>JAPAN , SHIZUOKA-KEN,          HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU,          NUNOHASHI 2-4-〇〇          COLLEGE TOWN WING</p>
<p><small>じょうほく</small>          城北シティハイツ</p>	<p>〒432-8011  <small>しずおかけんはままつしちゅうおうくじょうほく ちょうめ</small>          静岡県浜松市中央区城北1丁目23-13  <small>じょうほく</small>          城北シティハイツ〇〇</p>	<p>JAPAN , SHIZUOKA-KEN,          HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU,          JOHOKU 1-23-13          JOHOKU CITY HEIGHTS〇〇</p>
<p>フォーラム  <small>わぢやま</small>          和地山</p>	<p>〒432-8003  <small>しずおかけんはままつしちゅうおうくわぢやま ちょうめ</small>          静岡県浜松市中央区和地山3丁目3-8  <small>わぢやま</small>          フォーラム和地山〇〇</p>	<p>JAPAN , SHIZUOKA-KEN,          HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU,          WAJIYAMA3-3-8          FORUM WAJIYAMA〇〇</p>

セジュールエ マ <sup>ビー</sup> B	〒432-8047 しずおかけんはままつしちゅうおうくかみだまち 静岡県浜松市中央区神田町103 セジュール江間 <sup>ビー</sup> B	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KAMIDA-MACHI103 SEJOUR EMA B〇〇
ユーバ <sup>ケー</sup> K	〒430-0807 しずおかけんはままつしちゅうおうくさとう ちょうめ 静岡県浜松市中央区佐藤1丁目31-11 ユーバ <sup>ケー</sup> K〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, SAT01-31-11 YUBA K〇〇
ハイツ <sup>ヤハズ</sup> YHAZU	〒435-0055 しずおかけんはままつしちゅうおうくじっけんちょう 静岡県浜松市中央区十軒町171-1 ハイツ <sup>ヤハズ</sup> YHAZU〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, JIKKEN-CHO171-1 HEIGHTS YHAZU〇〇
そうで 早出 <sup>コーポ</sup> グリーン コーポ	〒435-0055 しずおかけんはままつしちゅうおうくそうでちょう 静岡県浜松市中央区早出町1220-1 そうで 早出 <sup>コーポ</sup> グリーンコーポ〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, SODE-CHO1220-1 SODE GREEN CORP〇〇
そうで 早出 <sup>コーポ</sup> サニー コーポ	〒435-0055 しずおかけんはままつしちゅうおうくそうでちょう 静岡県浜松市中央区早出町833-1 そうで 早出 <sup>コーポ</sup> サニーコーポ〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, JIKKEN-CHO833-1 SODE SUNNY CORP 〇〇
メゾン <sup>マスカ</sup> マスカ ット	〒433-8127 しずおかけんはままつしちゅうおうくわごうきた 静岡県浜松市中央区和合北3-5-29 メゾン <sup>マスカ</sup> マスカット〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, WAGOKITA3-5-29 MAISON MUSCAT〇〇
ガゼル <sup>びっぐ</sup> BIG きたてらしま 北寺島	〒430-0923 しずおかけんはままつしちゅうおうくきたてらしまちょう 静岡県浜松市中央区北寺島町215-20 びっぐきたてらしま ガゼル <sup>びっぐ</sup> BIG北寺島〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KITATERAJIMA-CHO 215-20 KAZEL BIG KITATERAJIMA〇〇
リア <sup>はままつ</sup> ライズ 浜松	〒430-0923 しずおかけんはままつしちゅうおうくきたてらしまちょう 静岡県浜松市中央区北寺島町209-10 リア <sup>はままつ</sup> ライズ浜松〇〇	JAPAN , SHIZUOKA-KEN, HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU, KITATERAJIMA-CHO209-10 REALIZE HAMAMATSU〇〇

<p>アーバン<sup>なかがわ</sup>中沢</p>	<p>〒430-0904  <small>しずおかけんはまつしちゅうおうくながわちよう</small>          静岡県浜松市中央区中沢町45-11 ア  <small>なかがわ</small>          ーバン中沢〇〇</p>	<p>JAPAN, SHIZUOKA-KEN,          HAMAMATSU-SHI, CHUO-KU,          NAKAZAWA-CHO45-11 URBAN NAKAZAWA          〇〇</p>
------------------------------	--	--

こうきょうきかんれんらくさき  
5. 公共機関連絡先

めいしょう 名称	でんわばんごう 電話番号	じゅうしょ 住所	びこう 備考
なごやにゆうこくかんり 名古屋入国管理 きょくはまつしゅつちやう 局浜松出張 しよ 所 (ビザ更新)	053-458-6496	〒430-0929 しずおかけんはまつ 静岡県浜松 しちゅうおうくちゅうおう ちやうめ 市中央区中央1丁目  12-4 はまつごうどうちやうしや かい 浜松合同庁舎1階	じ 9時～12時, 13時～16時 (土 ・にちやうび きゅうじつ のぞ ・日曜日, 休日を除く)
はまつしやくしよ じゅうみん 浜松市役所 (住民 ひやう のうぜいしやうめいしよ けん 票、納税証明書、健 こうほけん ねんきん 康保険、年金)	053-457-2111	〒430-8652 はまつしちゅうおうくもとしろちやう 浜松市中央区元城町 103-2	げつやうび きんやうび ごぜん じ 月曜日～金曜日 午前8時30 ぶん～午後5時15分 (土曜日・ にちやうび しゅくじつ ねんまつねんし のぞ 日曜日・祝日・年末年始を除く)
ちゅうぶでんりょく 中部電力 かいし はいし (開始・廃止)	0120-921-691		げつやうび きんやうび じ じ 月曜日～金曜日 9時～19時 どやうび じ じ 土曜日 9時～17時
ちゅうぶでんりょく 中部電力 ていでん ふつう (停電・不通)	0120-985-232		
ちゅうぶでんりょく めいぎ 中部電力 (名義・ へんこう プラン変更)	0120-921-693		
ちゅうぶでんりょく しはらい 中部電力 (支払 ほうほう りやうきん 方法・料金 しょうかい 照会)	0570-048-155		
はまつしすいどうきょく 浜松市水道局	0120-09-1132 053-476-8100		ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時00分～午後7時00分 (ただし 12月29日～1月3日を のぞ がつ にち がつ にち 除く) 3月10日～4月10日まで のぞ がつ か がつ か の土・日・祝日: 午前8時30分 ど にち しゅくじつ ごぜん じ ぶん ～午後5時00分 ごご じ ぶん

と かい は ま ま つ し て ん い ま TOKAI 浜 松 支 店 (今 もり 盛、アーバンカモエ、 サンシャルム佐藤 ちやう 町)	053-461-9171	は ま ま つ し ち ゅ う お う く 〒435-0043 浜 松 市 中 央 区 み や た け ち ゅ う 宮 竹 町 506-1	
イワブチガス (アーバンワルツ、 な か ざ わ アーバン中沢)	053-588-7555 090-3383-3892	〒434--001 し ず お か け ん は ま ま つ し は ま な く お ろ 静 岡 県 浜 松 市 浜 名 区 於 呂 2673-2	
ち ゅ う ぶ あ さ ひ 中 部 ガス (朝 日 パ サ ー ジ ュ)	053-465-1234	し ず お か け ん は ま ま つ し 〒435-0044 静 岡 県 浜 松 市 ち ゅ う お う く に し づ か ち ゅ う 中 央 区 西 塚 町 200	へ い じ つ 平 日 : 8:30~17:00 ど に ち ゅ う び し ゅ く じ つ ね ん ま つ ね ん し 土・日曜日、祝日、年末年始
サイサンガス (フジヤ)	053-486-5550		さ き ょ う じ か ん た い 作 業 時 間 帯 : 9:00~16:00
し ず お か 静 岡 ガス コム (シ ティ ラ イ フ 曳 ま 馬、 コ ー レ イ パ ー ム II、 ア ヴ ェ ニ ュ ー 元 浜、 も と は ま ガ ー デ ン コ ー ト そ う で 早 出)	053-420-1764		へ い じ つ 平 日 : 8:30~17:00 ど に ち ゅ う び し ゅ く じ つ ね ん ま つ ね ん し 土・日曜日、祝日、年末年始
セ ン ト ラ ル ガ ス し き (四 季 ハ イ ツ)	053-468-6145	〒435-0048 し ず お か け ん は ま ま つ し ち ゅ う お う く か み に し 静 岡 県 浜 松 市 中 央 区 上 西 ち ゅ う 町 15-3	
し ず お か 静 岡 ガス エ ネ ル ギ ー (レ オ パ レ ス TT ロ ー ラン、レ オ パ レ ス み な み)	053-468-7110	し ず お か け ん は ま ま つ 〒435-0052 静 岡 県 浜 松 し ち ゅ う お う く て ん の う ち ゅ う 市 中 央 区 天 王 町 1122-1	
さん あ い 三 愛 オ ブ リ ガ ス (レ オ パ レ ス 広 貴、レ オ パ レ ス ヴ ィ バ ー チ エ II)	TEL : 053-583-774 FAX :	し ず お か け ん は ま ま つ 〒434-0041 静 岡 県 浜 松 し は ま き た く ひ ら く ち 市 浜 北 区 平 口 5584-18	

	053-583-3781		
<small>さーら</small> <small>はままつかぶしき</small> サーラE&L浜松株式 <small>がいしゃ</small> 会社 <small>さむらい</small> <small>なかざわ</small> (SamuraiIV、中沢シ ティハイツガーデン)	053-462-9321	<small>しずおかけんはままつ</small> 〒435-0044 静岡県浜松 <small>しちゅうおうくにしづかちよう</small> 市中央区西塚町 200 番地	
<small>にほんがす</small> 日本瓦斯 (アニバーサリー <small>あさだ</small> 浅田)	053-430-5575	<small>しずおかけんはままつ</small> 〒433-8104 静岡県浜松 <small>しちゅうおうくひがしみかたちよう</small> 市中央区東三方町 27-6	

じしん    たいふうきんきゅう じ  
6. 地震・台風緊急時

1. 台風等で警報が発令されたときの対応について

(1) 「暴風警報」または「特別警報発令」

① 午前授業

午前6時の時点で、学校所在地（浜松市南部）において、「暴風警報」または「特別警報」が発令されている場合は、学校長の判断のもと原則、休校措置とする。休校の場合は、学校より SNS等 の手段により学生に連絡する。

② 午後授業

午前10時の時点で、学校所在地（浜松市南部）において、「暴風警報」または「特別警報」が発令されている場合は、学校長の判断のもと原則、休校措置とする。休校の場合は、学校より SNS等 の手段により学生に連絡する。

(2) 「大雨警報」または「洪水警報」

原則、平常授業とするが、気象情報や住んでいる地域の状況等を確認し、安全に登下校できることを確認したうえで登校する。登下校の安全性に心配がある場合は学校に連絡して自宅で待機し、状況を見て登校する。

ただし、その他、特別な状況がある場合は、学校長の判断のもと休校措置とする場合がある。休校の場合は、学校より SNS等 の手段により学生に連絡する。

<警報情報の入手先>

気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/>)

日本気象協会ホームページ (<https://tenki.jp/>)

NHK・民間放送のテレビ・ラジオのニュース

2. 地震等における警報が発令されたときの対応について

	在学中	登下校中	在宅中 (アルバイト)
注意情報発令時	授業は中止し、発令が解除されるまで休校とする。		
警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生 の 所在 確認 後 原則 的に 帰宅 させる。帰宅 する より 学校 に 残る 方が 安全 である と 判断 される 場合 には 学校 に 残す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅 させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休校</li> </ul>
地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難 場所 に 学生 を 避難 させて、所在 を 確認 する。学校 に 残る 方が 安全 である と 判断 される 場合 には 学校 に 残す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、帰宅 させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>休校</li> </ul>

あんびかくにん 安否確認 ほうほう の方法	たんになんとう てんこ ・担任等が点呼を と かくにん 取り確認する。	でんわ ・ANPIC、Teams、メール、電話 とう 等により安否を確認する。
--------------------------------	--	--

きんきゆうれんらく  
**緊急連絡**

きゆうきゆうしゃ しょうぼうしゃ  
**救急車・消防車**

でんわ  
**電話：119**

けいさつ  
**警察**

でんわ  
**電話：110**

しずおかけんきゆうきゆういりょうじょうほうせんたー  
**静岡県救急医療情報センター**

やかんきゆうきゆうしんりょうじょ きゆうじつとうばんい あんない

夜間救急診療所や休日当番医の案内をしています。

**0800-222-1199** (自動音声、24時間対応)

はままつしやかんきゆうきゆうしつ  
**浜松市夜間救急室**

**053-455-0099**

せいれいはままつびょういん じかんたいおう  
**聖隷浜松病院 (24時間対応)**

**053-474-2222**

えんてつ  
**遠鉄タクシー**

**053-412-7777**

せいかつ せんせい けいたい  
<生活の先生の携帯>

090-9197-6590 (グエン先生)	【日本語/ベトナム語】
080-4534-6590 (小宮山先生)	【日本語/中国語】
080-3628-6590 (花村先生)	【日本語/英語】
070-3275-9122 (松浦先生)	【日本語/英語】
080-7065-4680 (佐藤先生)	【日本語/英語】

※ 学校を休む時、困ったことがあったときは、電話をすること。

# 浜松日本語学院

〒430-0929 静岡県浜松市中央区中央  
3丁目10番8号

3-10-8 Chuo, Chuo-ku,  
Hamamatsu-shi,  
Shizuoka-ken, Japan 430-0929

TEL : 053-450-6590

FAX : 053-450-6591

URL <https://nihongo.sist-jlc.ac.jp/>

# 浜松日本語学院学則

平成23年 9月28日	制定	平成27年 2月20日	改正	令和 3年 9月28日	改正
平成24年 2月24日	改正	平成28年 9月27日	改正	令和 4年 9月30日	改正
平成25年 5月28日	改正	平成29年 2月28日	改正	令和 6年 2月27日	改正
平成26年 2月24日	改正	平成30年 2月27日	改正		
平成26年10月27日	改正	令和 2年 9月30日	改正		

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この各種学校は、浜松日本語学院（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第2条 本校は、浜松市中央区中央三丁目10番8号に置く。

(目 的)

第3条 本校は、学校教育法に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、併せて日本文化、風俗、習慣等の教育を行い、日本と出身国との文化の相互理解を図り、もって国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(課程・修業年限等)

第4条 課程名、学科名、第1部（午前）第2部（午後）の別、コース名、修業年限、収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1部 ・ 第2部	コース名	修業年限	収容定員	クラス数
日本語 課程	日本語科	第1部	進学2年 コース	2年	128人	7クラス
			進学1年 6ヵ月コース	1年6ヵ月	120人	6クラス
			小 計		248人	13クラス
		第2部	進学2年コース	2年	137人	7クラス
			進学1年 6ヵ月コース	1年6ヵ月	120人	6クラス
			小 計		257人	13クラス
計					505人	26クラス

2 本校は、前項とは別に次の附帯事業を行うものとする。

講座名	昼夜別	総定員	受講資格
日本語教師養成講座	昼・夜	60人	校長が別途定める

## 第2章 学期及び休業日

(始期及び終期)

第5条 本校の始期及び終期は、次のとおりとする。

- (1) 進学2年コースは4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。
- (2) 進学1年6ヵ月コースは10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期は、次の2学期とする。

春学期            4月1日から            9月30日まで  
秋学期            10月1日から          翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認めた場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (2) 土曜日及び日曜日
  - (3) 春学期始休業日    4月1日から4月15日までの間において校長が定める期間
  - (4) 夏季休業日        7月25日から8月20日（以下前号に同じ。）
  - (5) 冬季休業日        12月23日から1月10日（同上）
  - (6) 春季休業日        3月21日から3月31日（同上）
  - (7) その他校長が必要と認めた休業日    10日以内
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

(始業・終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 第1部は、午前9時10分から午後0時30分までとする。
  - (2) 第2部は、午後1時10分から午後4時30分までとする。
  - (3) 附帯事業の教育課程は、午前9時10分から午後9時00分までとする。
- 2 校長は授業上やむを得ないときは、始業・終業の時刻を変更することができる。

## 第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表（1）による。

- 2 別表に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

## 第4章 教育課程の進級及び卒業・修了認定

(卒業・修了認定の基準)

第10条 本校の卒業は、所定の課程を全て修了した者について、成績評価の上認める。なお、本校の修了は、1年間で800時間以上の課程を修了した者について、成績評価の上認める。ただし、校長が認めた場合に限り、6ヵ月間で400時間以上の課程を修了した者について、成績評価の上認める。

(進級認定の基準)

第11条 本校の進級は、1年次の課程を全て修了した者について、成績評価の上認める。

(成績評価)

第12条 成績評価は、試験成績、出席状況等を総合し、合格を認定する。

2 試験は、授業料を完納し、かつ履修した科目に限り受けることができる。

3 成績評価の基準は、校長が別に定める。

(卒業証書・修了証書の授与)

第13条 校長は、第10条により卒業を認定した者については、当該課程及びコースの名称を記入した卒業証書を授与する。なお、修了を認定した者については、本校で800時間以上または400時間以上受講した旨を記入した修了証書を授与する。

## 第5章 入学・退学及び除籍等

(入学資格)

第14条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(3) 信頼のおける経費支弁者（以下「保証人」という。）を有する者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

(1) 進学2年コース 4月1日

(2) 進学1年6ヵ月コース 10月1日

2 ただし、附帯事業の教育課程の入学時期は、校長が別に定める。

(入学手続)

- 第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書等に必要な事項を記入し、入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行うものとする。
  - 3 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金・授業料等その他の費用を納付し、所定の書類を提出して入学手続きを完了しなければならない。
  - 4 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

- 第17条 入学を許可された者は、保証人と連署した本校で定める誓約書を、入学日までに校長に提出しなければならない。
- 2 保証人は、生徒の一身上について責任を負うものとする。

(退学)

- 第18条 退学しようとする者は、本校で定める退学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(休学・復学)

- 第19条 病気又はやむを得ない理由により1ヵ月以上休学しようとする者は、診断書又は理由を証するに足りる書類を添え、経費支弁者と連署した本校で定める休学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 校長は、教育上必要があると認めたときは、1ヵ月以上2ヵ月以内の期間で、休学を許可することができる。
  - 3 休学の期間を延長しようとするときは、改めて校長の許可を得なければならない。
  - 4 休学中の者が復学しようとするときは、経費支弁者と連署した本校が定める復学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(転学)

- 第20条 転学しようとする者は、保証人と連署した本校が定める転学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の転学願を適当と認めたときは、校長は、その理由を記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(転入学)

- 第21条 本校への転入学を希望する者のあるときは、校長は、選考の上教育上支障がない場合、転入学を許可することができる。
- 2 転入学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知し、必要な書類の送付を受けなければならない。
  - 3 転入学を許可された者の手続きは、第16条第3項及び第4項を準用する。

(編入学)

第21条の2 本校への編入学を希望する者のあるときは、校長は、選考の上教育上支障がない場合、編入学を許可することができる。

(除籍)

第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 正当な理由なく第28条の期限内に授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者

(欠席)

第23条 生徒が疾病その他やむを得ない理由により欠席する場合は、その理由を付し、届けなければならない。

(出席停止)

第24条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部科学省令第18号）第18条で規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

## 第6章 職員組織

(職員組織)

第25条 本校の職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 校長 1人
- (2) 主任教員 1人
- (3) 教員 26人以上（うち専任13人以上）
- (4) 生活指導担当者 3人以上
- (5) 事務職員 1人以上
- (6) 前号職員のほか、必要により副校長、事務長、その他の職員を置くことができる。

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(職員会議)

第26条 学務の運営の充実と教育の向上、効率化を図るため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長の定める職員をもって構成し、校長が召集、主宰する。

## 第7章 入学検定料・入学金及び授業料等

(学費等の額)

第27条 入学検定料、入学金及び授業料の総額は、次のとおりとする。

項目 コース別	入学検定料	入学金	授業料
進学2年 コース	22,000円	100,000円	1,320,000円
進学1年 6ヵ月コース	22,000円	100,000円	990,000円

- 2 教材費等の預り金の総額については、校長が別に定める。
- 3 附帯事業の教育課程に係る学費等は、校長が別に定める。

(学費の納期)

第28条 在籍中の生徒は、出席の有無にかかわらず、授業料及び教材費等の預り金を所定期日までに納付しなければならない。

(返 還)

第29条 既に納付した入学検定料、入学金、授業料及び教材費等の預り金は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合は授業料及び教材費等の預り金を返還することがある。
  - (1) 入学手続きを完了した者が辞退して授業を受けない場合
  - (2) 校長が特別の理由があると認めた場合

(入学検定料・入学金及び授業料の減免等)

第30条 本校において特に必要と認めた場合、入学検定料・入学金及び授業料の減免を行うことができる。なお、減免に関する規則は別に定める。

- 2 休学をする者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

## 第8章 賞 罰

(褒 賞)

第31条 校長は、他の生徒の模範となる者を褒賞することができる。

(懲 戒)

第32条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、生徒に対し懲戒（訓告又は退学）を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

2 退学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。

## 第9章 聴講生

(聴講生)

第33条 本学の生徒以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上聴講生として履修を許可することがある。

2 聴講生に関する規則は、別に定める。

## 第10章 生徒心得

(生徒の遵守事項)

第34条 生徒の遵守すべき事項は、校長が別に定める。

## 第11章 雑 則

(健康診断)

第35条 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条の規定に準じて、健康診断を毎年1回、実施する。

(細 則)

第36条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

2 この学則は、平成24年10月1日から施行する。

(2) 第22条については、平成24年4月1日から適用する。

附 則

3 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学生については、従前の第4条、第5条、第9条、第14条、第24条の規定を適用する。

附 則

4 この学則は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

5 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

6 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前の入学生については、従前の第4条の規定を適用する。

附 則

7 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前の入学生については、従前の第9条の規定を適用する。

附 則

8 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。  
(2) 第25条第1項については、平成28年12月1日から適用する。

附 則

9 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、従前の第9条の規定を適用する。

附 則

10 この学則は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

11 この学則は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

12 この学則は、令和 3年 4月1日から施行する。

附 則

13 この学則は、令和 3年10月1日から施行する。

附 則

1 4 この学則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

1 5 この学則は、令和 6年 1月 1日（浜松市の行政区再編に伴う住居表示変更の日）から施行する。

附 則

1 6 この学則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

1 7 この学則は、令和 7年 4月 1日から施行する。  
ただし令和6年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。

## 別表(1)

## 教育課程及び授業日時数

## 日本語課程

学 科		日 本 語 科						
コ ー ス		進学2年コース			進学1年6ヵ月コース			
学 年		選択科目 時間数	1年次履修 時間数	2年次履修 時間数	選択科目 時間数	1年次履修 時間数	2年次履修 時間数	
選 択 科 目	1	日本語初級1	200	800	800	—	400	800
	2	日本語初級2	200			—		
	3	日本語初中級	—			100		
	4	日本語中級1	200			200		
	5	日本語中級2	200			200		
	6	日本語上級1	200			200		
	7	日本語上級2	300			300		
	8	日本語上級3	300			200		
修 業 期 間 中 の 合 計 履 修 時 間 数		—	1,600		—	1,200		
各 年 次 の 総 授 業 日 数		—	200	200	—	100	200	
修 業 期 間 中 の 総 授 業 日 数		—	400		—	300		

# 浜松日本語学院学則

平成23年 9月28日 制定 平成27年 2月20日 改正 令和 3年 9月28日 改正  
平成24年 2月24日 改正 平成28年 9月27日 改正 令和 4年 9月30日 改正  
平成25年 5月28日 改正 平成29年 2月28日 改正 令和 6年 2月27日 改正  
平成26年 2月24日 改正 平成30年 2月27日 改正  
平成26年10月27日 改正 令和 2年 9月30日 改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この各種学校は、浜松日本語学院（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第2条 本校は、浜松市中央区中央三丁目10番8号に置く。

(目 的)

第3条 本校は、学校教育法に基づき、外国人に対する日本語教育を行い、併せて日本文化、風俗、習慣等の教育を行い、日本と出身国との文化の相互理解を図り、もって国際交流の発展に寄与することを目的とする。

(課程・修業年限等)

第4条 課程名、学科名、第1部（午前）第2部（午後）の別、コース名、修業年限、収容定員及びクラス数は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1部 ・ 第2部	コース名	修業年限	収容定員	クラス数
日本語 課程	日本語科	第1部	進学2年 コース	2年	128人	7クラス
			進学1年 6ヵ月コース	1年6ヵ月	120人	6クラス
			小 計		248人	13クラス
		第2部	進学2年コース	2年	137人	7クラス
			進学1年 6ヵ月コース	1年6ヵ月	120人	6クラス
			小 計		257人	13クラス
計					505人	26クラス

2 本校は、前項とは別に次の附帯事業を行うものとする。

講座名	昼夜別	総定員	受講資格
日本語教師養成講座	昼・夜	60人	校長が別途定める

## 第2章 学期及び休業日

(始期及び終期)

第5条 本校の始期及び終期は、次のとおりとする。

- (1) 進学2年コースは4月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。
- (2) 進学1年6ヵ月コースは10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学期は、次の2学期とする。

春学期	4月1日から	9月30日まで
秋学期	10月1日から	翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認めた場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
  - (2) 土曜日及び日曜日
  - (3) 春学期始休業日 4月1日から4月15日までの間において校長が定める期間
  - (4) 夏季休業日 7月25日から8月20日(以下前号に同じ。)
  - (5) 冬季休業日 12月23日から1月10日(同上)
  - (6) 春季休業日 3月21日から3月31日(同上)
  - (7) その他校長が必要と認めた休業日 10日以内
- 2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

(始業・終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 第1部は、午前9時10分から午後0時30分までとする。
  - (2) 第2部は、午後1時10分から午後4時30分までとする。
  - (3) 附帯事業の教育課程は、午前9時10分から午後9時00分までとする。
- 2 校長は授業上やむを得ないときは、始業・終業の時刻を変更することができる。

## 第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表(1)による。

- 2 別表に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

## 第4章 教育課程の進級及び卒業・修了認定

(卒業・修了認定の基準)

第10条 本校の卒業は、所定の課程を全て修了した者について、成績評価の上認める。なお、本校の修了は、1年間で800時間以上の課程を修了した者について、成績評価の上認める。ただし、校長が認めた場合に限り、6ヵ月間で400時間以上の課程を修了した者について、成績評価の上認める。

(進級認定の基準)

第11条 本校の進級は、1年次の課程を全て修了した者について、成績評価の上認める。

(成績評価)

第12条 成績評価は、試験成績、出席状況等を総合し、合格を認定する。

2 試験は、授業料を完納し、かつ履修した科目に限り受けることができる。

3 成績評価の基準は、校長が別に定める。

(卒業証書・修了証書の授与)

第13条 校長は、第10条により卒業を認定した者については、当該課程及びコースの名称を記入した卒業証書を授与する。なお、修了を認定した者については、本校で800時間以上または400時間以上受講した旨を記入した修了証書を授与する。

## 第5章 入学・退学及び除籍等

(入学資格)

第14条 本校への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者

(2) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者

(3) 信頼のおける経費支弁者（以下「保証人」という。）を有する者

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

(1) 進学2年コース 4月1日

(2) 進学1年6ヵ月コース 10月1日

2 ただし、附帯事業の教育課程の入学時期は、校長が別に定める。

(入学手続)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書等に必要な事項を記入し、入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行うものとする。

3 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金・授業料等その他の費用を納付し、所定の書類を提出して入学手続きを完了しなければならない。

4 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第17条 入学を許可された者は、保証人と連署した本校で定める誓約書を、入学日までに校長に提出しなければならない。

2 保証人は、生徒の一身上について責任を負うものとする。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、本校で定める退学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(休学・復学)

第19条 病気又はやむを得ない理由により1ヵ月以上休学しようとする者は、診断書又は理由を証するに足りる書類を添え、経費支弁者と連署した本校で定める休学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 校長は、教育上必要があると認めたときは、1ヵ月以上2ヵ月以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、改めて校長の許可を得なければならない。

4 休学中の者が復学しようとするときは、経費支弁者と連署した本校が定める復学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(転学)

第20条 転学しようとする者は、保証人と連署した本校が定める転学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の転学願を適当と認めたときは、校長は、その理由を記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(転入学)

第21条 本校への転入学を希望する者のあるときは、校長は、選考の上教育上支障がない場合、転入学を許可することができる。

2 転入学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知し、必要な書類の送付を受けなければならない。

3 転入学を許可された者の手続きは、第16条第3項及び第4項を準用する。

(編入学)

第21条の2 本校への編入学を希望する者のあるときは、校長は、選考の上教育上支障がない場合、編入学を許可することができる。

(除 籍)

第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 正当な理由なく第28条の期限内に授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者

(欠 席)

第23条 生徒が疾病その他やむを得ない理由により欠席する場合は、その理由を付し、届けなければならない。

(出席停止)

第24条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部科学省令第18号）第18条で規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

## 第6章 職員組織

(職員組織)

第25条 本校の職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 校 長 1人
- (2) 主任教員 1人
- (3) 教 員 26人以上（うち専任13人以上）
- (4) 生活指導担当者 3人以上
- (5) 事務職員 1人以上
- (6) 前号職員のほか、必要により副校長、事務長、その他の職員を置くことができる。

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(職員会議)

第26条 学務の運営の充実と教育の向上、効率化を図るため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長の定める職員をもって構成し、校長が召集、主宰する。

## 第7章 入学検定料・入学金及び授業料等

(学費等の額)

第27条 入学検定料、入学金及び授業料の総額は、次のとおりとする。

項目 コース別	入学検定料	入学金	授業料
進学2年 コース	22,000円	100,000円	1,320,000円
進学1年 6ヵ月コース	22,000円	100,000円	990,000円

2 教材費等の預り金の総額については、校長が別に定める。

3 附帯事業の教育課程に係る学費等は、校長が別に定める。

(学費の納期)

第28条 在籍中の生徒は、出席の有無にかかわらず、授業料及び教材費等の預り金を所定期日までに納付しなければならない。

(返 還)

第29条 既に納付した入学検定料、入学金、授業料及び教材費等の預り金は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は授業料及び教材費等の預り金を返還することがある。

(1) 入学手続きを完了した者が辞退して授業を受けない場合

(2) 校長が特別の理由があると認めた場合

(入学検定料・入学金及び授業料の減免等)

第30条 本校において特に必要と認めた場合、入学検定料・入学金及び授業料の減免を行うことができる。なお、減免に関する規則は別に定める。

2 休学をする者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

## 第8章 賞 罰

(褒 賞)

第31条 校長は、他の生徒の模範となる者を褒賞することができる。

(懲 戒)

第 3 2 条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、生徒に対し懲戒（訓告又は退学）を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反した者

2 退学を命じたときは、その旨を保証人に通知する。

## 第 9 章 聴講生

(聴講生)

第 3 3 条 本学の生徒以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上聴講生として履修を許可することがある。

2 聴講生に関する規則は、別に定める。

## 第 1 0 章 生徒心得

(生徒の遵守事項)

第 3 4 条 生徒の遵守すべき事項は、校長が別に定める。

## 第 1 1 章 雑 則

(健康診断)

第 3 5 条 学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 1 3 条の規定に準じて、健康診断を毎年 1 回、実施する。

(細 則)

第 3 6 条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

2 この学則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

(2) 第 2 2 条については、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

3 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

ただし、平成25年度以前の入学生については、従前の第4条、第5条、第9条、第14条、第24条の規定を適用する。

附 則

4 この学則は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

5 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

6 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前の入学生については、従前の第4条の規定を適用する。

附 則

7 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、平成26年度以前の入学生については、従前の第9条の規定を適用する。

附 則

8 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。  
(2) 第25条第1項については、平成28年12月1日から適用する。

附 則

9 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、従前の第9条の規定を適用する。

附 則

10 この学則は、平成30年 4月1日から施行する。

附 則

11 この学則は、平成31年 4月1日から施行する。

附 則

12 この学則は、令和 3年 4月1日から施行する。

附 則

13 この学則は、令和 3年10月1日から施行する。

附 則

1 4 この学則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

1 5 この学則は、令和 6年 1月 1日（浜松市の行政区再編に伴う住居表示変更の日）から施行する。

附 則

1 6 この学則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

1 7 この学則は、令和 7年 4月 1日から施行する。  
ただし令和6年度以前の入学生については、従前の規定を適用する。

## 別表(1)

## 教育課程及び授業日時数

## 日本語課程

学 科		日 本 語 科						
コ ー ス		進学2年コース			進学1年6ヵ月コース			
学 年		選択科目 時間数	1年次履修 時間数	2年次履修 時間数	選択科目 時間数	1年次履修 時間数	2年次履修 時間数	
選 択 科 目	1	日本語初級1	200	800	800	—	400	800
	2	日本語初級2	200			—		
	3	日本語初中級	—			100		
	4	日本語中級1	200			200		
	5	日本語中級2	200			200		
	6	日本語上級1	200			200		
	7	日本語上級2	300			300		
	8	日本語上級3	300			200		
修 業 期 間 中 の 合 計 履 修 時 間 数		—	1,600		—	1,200		
各 年 次 の 総 授 業 日 数		—	200	200	—	100	200	
修 業 期 間 中 の 総 授 業 日 数		—	400		—	300		

# 日本語学院聴講生規程

平成23年 9月28日 制定

平成26年 3月31日 改正

平成29年 3月31日 改正

令和 6年 4月30日 改正

## (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人静岡理工科大学が設置する日本語学院（以下「日本語学院」という。）において受入れる聴講生に関する必要な事項を定める。

## (聴講開始の時期)

第2条 聴講開始の時期は、学期の始めとするが、校長が認めた場合はその限りではない。

## (聴講の資格)

第3条 聴講生の聴講資格者は、聴講を希望する期間について勉学意欲があると認められる者とする。

## (聴講の出願)

第4条 聴講志願者は、様式第1号に定める聴講生入学願に、第10条に定める検定料及び勤務先を有する者はその所属長の推薦書又は承諾書を添えて願い出なければならない。

## (聴講生の選考)

第5条 聴講生の選考は、職員会議に諮った上で、校長が決定する。

## (聴講の許可)

第6条 前条の選考に合格した者で、所定の日までに指定書類を提出した者について、校長は聴講を許可する。

## (聴講期間)

第7条 聴講期間は、聴講生の査証の在留期間を期限として1ヵ月以上1年以内とする。

ただし、聴講終了後1年以内に再度聴講を希望する場合、校長の許可を得て査証の在留期間を期限として1ヵ月以上1年以内の聴講期間を延長することができる。

2 前項の規定により聴講期間の延長を希望する者は、様式2号に定める聴講生聴講延長願を校長に提出しなければならない。

3 聴講期間を延長するときは検定料を徴収しないものとする。

(修了)

第8条 聴講を終えた者から請求があったときは、様式第3号に定める聴講証明書を交付することができる。

(聴講料)

第9条 聴講料は月額55,000円とする。

2 聴講料の納付は、聴講月数に55,000円を乗じた額を、校長の指定する日までに納付するものとする。

(検定料)

第10条 入学検定料は15,000円とする。

(入学金)

第11条 入学金は15,000円とする。

(教材費等)

第12条 聴講に必要な教科書及び教材費等については、聴講生の個人負担とする。

(既納の納付金等)

第13条 納付した聴講料及び検定料は、校長が特別な理由があると認めた場合を除き、原則として返還しない。

(その他)

第14条 校長は、聴講生として不適当な行為のあった者に対し、聴講の許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号

【申請者本人記入】 The applicant must fill out the form in person.

# 〇〇日本語学院 聴講生入学願

Application Form for Hamamatsu Japan Language College as Auditing Student

審査番号※ Examinee's number		年 月 日 現在 (As of YYYY MM DD)	写真添付 3×4cm 最近3ヶ月以内 半身正面脱帽 Taken within 3 months Full front face without hat
氏名(自国語) Name in your Native Language	姓 Surname	名 Given Name	
氏名(ローマ字) Name in Romaji			

生年月日 Date of Birth	年 月 日 YYYY MM DD	国籍 Nationality	
性別 Gender	<input type="checkbox"/> 男 Male <input type="checkbox"/> 女 Female	出生地 Place of Birth	
配偶者の有無 Marital Status	<input type="checkbox"/> 既婚 Married <input type="checkbox"/> 未婚 Single	配偶者氏名 Name of Spouse	

現住所 Present Address			
電話番号 Phone number		携帯電話番号 Mobile number	

学歴 Educational History				
学校名 Name of School	所在地(番地) Address of School (full address)	在学期間 Educational Period		修学 年限 Years
		入学 From (YYYY/MM/DD)	卒業 To (YYYY/MM/DD)	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	

日本語学習歴 Educational History of Japanese Language				
学校名 Name of School	所在地(番地) Address of School (full address)	在学期間 Educational Period		修学 年限 Years
		入学 From (YYYY/MM/DD)	卒業 To (YYYY/MM/DD)	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	
		/ /	/ /	

日本語能力試験 Japanese Proficiency Test	N( ) 合格 Grade	日本語NAT-TEST Japanese NAT-TEST	( )級 合格 Grade	J. TEST	( )級 点数( ) Grade Point
--------------------------------------	---------------------	----------------------------------	---------------------	---------	---------------------------------

職歴(最終学校卒業後、現在までのすべての職業) Work Experience(list all jobs since leaving school)			
会社名 Name of Company	所在地(番地) Address of Company (full address)	在職期間 Period of Employment	
		入社 From (YYYY/MM/DD)	退社 To (YYYY/MM/DD)
		/ /	/ /
		/ /	/ /
		/ /	/ /

日本への渡航歴 If you have traveled to Japan before, fill out the form below			
<input type="checkbox"/> 初回 First time		<input type="checkbox"/> ( )回目 Times	
入国年月日 Date of Arrival (YYYY/MM/DD)	出国年月日 Date of Departure (YYYY/MM/DD)	在留資格 Status of Visa	目的 Purpose
/ /	/ /		
/ /	/ /		
/ /	/ /		

パスポート番号 Number of Passport	有効期限 Date of Expiry (YYYY/MM/DD)	/ /
-------------------------------	----------------------------------	-----

聴講期間 Auditing Period	年 月 日 ~ 年 月 日 (From YYYY, MM, DD to YYYY, MM, DD)
	( ) ヶ月 months

聴講理由 Reasons to Audit	
--------------------------	--

緊急連絡先 Emergency Contact			
氏名 Name		続柄 Relationship	
現住所 Present Address			
電話番号 Phone number		携帯電話番号 Mobile number	
ファックス Fax		E-mail	

- 注1. 該当しない項目は記入しなくても良い  
Note 1 No need to fill out the items that do not apply to you.
- 注2. ※欄は記入しないこと  
Note 2 Do not fill the area marked with ※.
- 注3. 振込の用紙のコピーを添付すること  
Note 3 Submit the photocopy of the payment slip which was used at your payment.
- 注4. パスポートのコピーを添付すること  
Note 4 Submit the photocopy of your passport with this application.

※ 聴講生番号	年度
第	号

【申請者本人記入】 The applicant must fill out the form in person.

# 〇〇日本語学院 聴講生聴講延長願

Application form for Extension for Hamamatsu Japan Language College as Auditing Student

聴講生の延長の許可を願いたく提出します。

※聴講生番号 Auditor number		年 月 日 現在 (As of YYYY MM DD)
氏名(自国語) Name in your Native Language	姓 Surname	名 Given Name
氏名(ローマ字) Name in Romaji		

写真添付 3×4cm 最近3ヶ月以内 半身正面脱帽 Taken within 3 months Full front face without hat
--

生年月日 Date of Birth	年 月 日 YYYY MM DD	国籍 Nationality	
性別 Gender	<input type="checkbox"/> 男 Male <input type="checkbox"/> 女 Female	出生地 Place of Birth	
配偶者の有無 Marital Status	<input type="checkbox"/> 既婚 Married <input type="checkbox"/> 未婚 Single	配偶者氏名 Name of Spouse	

現住所 Present Address			
電話番号 Phone number		携帯電話番号 Mobile number	
入国年月日 Date of Arrival(YYYY/MM/DD)	出国年月日 Date of Departure(YYYY/MM/DD)	在留資格 Status of Visa	目的 Purpose
/ /	/ /		

延長聴講期間 Auditing Period extended	年 月 日 ~ 年 月 日 (From YYYY, MM, DD to YYYY, MM, DD)
	( ) ヶ月 months

聴講延長希望理由 Extended Reasons to Audit	
--	--

最初に聴講生になった年月 Start date of your auditing	年 月 日 (From YYYY MM DD)
---	----------------------------

- 注1. 該当しない項目は記入しなくても良い  
Note 1 No need to fill out the items that do not apply to you.
- 注2. ※欄は記入しないこと  
Note 2 Do not fill the area marked with ※.
- 注3. 振込み用紙のコピーを添付すること  
Note 3 Submit the photocopy of the payment slip which was used at your payment.
- 注4. パスポートのコピーを添付すること  
Note 4 Submit the photocopy of your passport with this application.

※ 初回受付	年度
審査番号 第	号

# 聴講証明書

聴講生番号

氏名

生年月日 年 月 日

上記の者は、〇〇日本語学院日本語科に下記の期間、聴講していたことを証明する。

## 記

聴講期間： 年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日

学校法人静岡理工科大学  
〇〇日本語学院

校長 印

# 日本語学院納付金納入規程

平成23年 9月28日 制定  
平成26年 4月 7日 改正  
平成29年 3月31日 改正  
平成30年 2月23日 改正  
令和 6年 4月30日 改正

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人静岡理工科大学が設置する日本語学院（以下「日本語学院」という。）における納付金の納入に係る事項について定める。

## (納付金)

第2条 本規程による納付金は、入学検定料、入学金、授業料、その他教材費等の預り金のことをいう。

## (納期)

第3条 入学検定料及び入学金を除く他の納付金は、原則として、別表で定める金額を各対象期間の指定期日までに、一括納入するものとする。ただし、校長が許可したものについては、第1期分については別表で定める金額の2分割の額を指定期日までに、納入するものとする。なお、第2期分と第3期分については、別表で定める金額の6分割の額を毎月、前月の5日までに納入する。

2 入学を許可された者は、前項の規定にかかわらず、学則又は入学手続要項に定められた期日までに納付金を納入しなければならない。

## (納入方法)

第4条 納付金の納入方法は、原則として指定金融機関の預金口座振替とする。

## (受験資格・証明書発行の停止)

第5条 校長は、納付金を納入しない者の成績評価を保留し、進級・修了を認めないほか各種証明書の発行を停止する。

## (除籍)

第6条 校長は、学校が指定した日までに督促してもなお納付金を納入しない者を除籍する。

2 除籍は、校長が経費支弁者への通知をもって行う。

3 除籍は、最後に納入された納付金の該当期の末日とする。

(納付金の返還)

第7条 この規程により納付金の返還を受けることができる者は、次の条件に該当する者とする。

- (1) 日本の入国管理局から在留資格認定証明書を交付されたが、自国の日本大使館・領事館で査証の発行を拒否された者
- (2) 査証は発行されたが、日本に入国しなかった者
- (3) 日本に入国したが、入学式以前に入学を辞退し帰国した者

2 納付金の返還を受けようとする者は、校長が指定する期日までに入学辞退する旨を書面にて提出しなければならない。

3 返還額は以下の金額とする。

- (1) 入学検定料及び入学金は返還しない。ただし、本条第1項第1号に定めた理由による場合には、返還を行うこととする。
- (2) 納入済みの納付金から、返還する際の振込手数料を差し引いた金額を返還する。

4 次の条件に該当したために学習継続が困難になった場合は、原則として返還を受けることができない。

- (1) 日本国の法律に違反したために警察等に逮捕された場合
- (2) 日本から強制送還される場合
- (3) 本校を退学する場合

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表

### 【進学1年6ヵ月コース】

対象期間	指定期日	授業料	教材費
第1期分 (入学時～1年間)	9月5日 (3月5日)	660,000円	校長の指定 する金額
第2期分 (入学後1年～修了)	9月5日	330,000円	校長の指定 する金額

\*. ( ) は2分割時の指定期日

### 【進学2年コース】

対象期間	指定期日	授業料	教材費
第1期分 (入学時～1年間)	3月5日 (9月5日)	660,000円	校長の指定 する金額
第2期分 (入学後1年～1年6ヵ月)	3月5日	330,000円	校長の指定 する金額
第3期分 (入学後1年6ヵ月～修了)	9月5日	330,000円	校長の指定 する金額

\*. ( ) は2分割時の指定期日